

令和元年度宍粟市予算決算常任委員会（予算委員会）会議録（令和2年度予算）

日 時 令和2年3月11日（水曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 3月11日 午前9時00分

付託議案

（健康福祉部）

第15号議案 令和2年度宍粟市一般会計予算

第17号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第18号議案 令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

第19号議案 令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計予算

第20号議案 令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算

（産業部・農業委員会）

第15号議案 令和2年度宍粟市一般会計予算

出席委員（8名）

委員長	浅田雅昭	副委員長	宮元裕祐
委員	榎橋美恵子	委員	大久保陽一
〃	神吉正男	〃	山下由美
〃	飯田吉則	〃	田中一郎

欠席委員（0名）

なし

出席説明員

（健康福祉部）

健康福祉部長	世良智	健康福祉部次長	大谷奈雅子
健康福祉部次長兼障害福祉課長	三木義彦	障害福祉課副課長	鳥羽千晴
健康福祉部次長兼社会福祉課長	橋本徹	社会福祉課副課長	西嶋知栄

介護福祉課長 小 椋 憲 樹
介護福祉課副課長 栗 山 早 苗
保健福祉課副課長 島 澤 康 博
波賀保健福祉課長 藤 井 康 明
波賀診療所事務長兼訪問看護ステーション事務長 牛 谷 宗 明

介護福祉課副課長 有 元 靖 代
保健福祉課長 平 尾 真 弓
一宮保健福祉課長 前 田 徳 之
千種保健福祉課長 村 上 正 樹
千種診療所事務長 樽 本 美 稚 子

(産業部)

産業部長 名 畑 浩 一
次長兼地域産業課長 祐 谷 佳 孝
農業振興課副課長 片 牧 正 裕
農地整備課係長 村 上 公 一
林業振興課副課長 橋 本 智 弘
ひと・はたらく課副課長 岸 元 秀 高
まち・にぎわい課長 西 川 晋 也
しそ森林王国観光協会課長 菅 野 達 哉
地域産業課副課長 清 水 良 祐

産業部次長 田 路 仁
次長兼農業振興課長 谷 本 健 吾
農地整備課長 北 本 竜 二
林業振興課長 中 村 仁 志
ひと・はたらく課長 西 岡 公 敬
ひと・はたらく課副課長 池 田 大 千
まち・にぎわい課副課長 川 本 正 史
地域産業課副課長 大 北 真 彰
地域産業課副課長 石 原 佐 市

(農業委員会)

事務局 長 西 村 吉 一

事務局

局 長 宮 崎 一 也
主 幹 小 椋 沙 織

次 長 小 谷 慎 一
主 事 中 瀬 裕 文

(午前 9時00分 開議)

○浅田委員長 皆さん、おはようございます。きょう、3月11日、東日本大震災から9年目を迎えます。甚大な被害でありました。まだまだ多くの方が避難生活をされております。一日も早い復興をお祈りしたいと思います。

それでは、これより予算委員会3日目を開会します。

健康福祉部の皆さん、よろしくお願いたします。

まず、職員の方をお願いをします。答弁は自席で着席したままでお願いをします。答弁する職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。事務局でマイク操作を行いますので、赤いランプが点灯したら発言をしてください。なお、答弁は質疑に対して的確に整理して簡潔に行ってください。

それでは、健康福祉部に関係する審査を始めます。

資料については、あらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分についてのみ、最初に部長から簡略に説明をお願いします。

世良部長。

○世良健康福祉部長 おはようございます。議員各位におかれましては、一般質問に引き続き、連日の予算審査御苦労さまでございます。

本日の予算審査に当たりまして、健康福祉部、令和2年度の取り組み方針と重点事業の概要について説明をさせていただきます。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、ひとり暮らし高齢者の増加、ライフスタイルの多様化等によりまして、人と人のつながりや地域における支え合いの希薄化が見られるなど、取り巻く状況は大きく変化をしております。

こうした社会変化を背景に、福祉を取り巻く課題、子ども、子育てを取り巻く環境は多様化、複雑化するとともに、必要な支援やサービスを利用することができない制度のはざまにある人の増加も課題となっております。

こうした状況の中におきまして、令和元年度において、第3期宍粟市地域福祉計画と第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を行う中において、本市を取り巻く現状と課題を整理し、策定委員会における議論を経て、地域福祉のさらなる推進と子ども・子育て支援をさらに効果的かつ総合的に推進することを目指した計画を策定し、実行に向けた事業を推進してまいります。

このことはあらゆる年齢、全ての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進することを課題としております、SGDsの目標3、全ての人に健康と福祉の実現につながるものであると、このように捉えております。全ての市民が幸せに、この町に生

まれ、この町で暮らし続けたいと思えるような町であるために、健康福祉部としましては誰ひとり置き去りにしないまちづくりという理念のもと、令和2年度の施策を展開してまいりたいと考えております。

それでは、各課における重点施策につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

社会福祉課では、本年度策定が完了しました第3期宍粟市地域福祉計画、第2期子ども・子育て支援事業計画の執行初年度として、生活困窮者自立支援事業、家計改善事業等の関係事業を継続して展開するとともに、昨年10月に運用を開始しております、病児・病後児保育所そらまめの運営を通して子育て支援の推進を図ってまいります。

介護福祉課では、課題となっております、介護人材の確保、定着、育成を推進するためのマッチングの支援や介護支援専門員の資格取得を支援する対策講座を開催する介護人材確保対策事業に取り組みます。

また、令和2年度に満了を迎えます、高齢者福祉計画、介護保険事業計画の次期計画の策定に着手をします。

障害福祉課では、手話施策推進方針に基づき、手話の普及、啓発を進めるとともに、手話奉仕員養成講座、手話教室への講師派遣などのほか、手話言語条例施行5周年を記念しまして手話フェスタの開催を計画しております。

また、外出支援サービスの実施を通して、外出が困難な高齢者や障害のある方の自立と社会参加の促進、保健福祉の向上を図ります。

保健福祉課では、産前から出産、産後、子育て期までの切れ目のない子育て支援に取り組むとともに、新たな子育て支援として、小児インフルエンザ予防接種、乳児ロタウイルス予防接種の助成を開始します。

また、誰もが自殺に追い込まれることのない宍粟市の実現を目指すため、自殺が社会的課題であるという意識の醸成に努め、自殺率の低下を目指します。

全国的な社会問題となっておりますひきこもりにつきましては、相談窓口や支援機関の情報発信、支援拠点づくりと実態調査を行い、ひきこもり状態にある方の状態を踏まえた早期支援と自立支援を図ります。

一宮、波賀、千種の各保健福祉課においては、地域における健康と福祉の総合窓口、地域包括ケアシステムの拠点として、各課との連携のもと、各種事業の推進に取り組めます。

波賀保健福祉課では、おもちゃ図書館事業を拡充することにより木育の推進を図

ります。

波賀、千種の両国保診療所におきましては、市北部の地域医療の拠点としての役割を担うとともに、訪問看護ステーションでは、民間事業所の参入しにくい地域における訪問看護を推進いたします。

以上、健康福祉部の取り組み方針と重点事業の概要について説明をさせていただきました。令和2年度におきましても、市民が安心して暮らせる生活を維持し、健康と福祉のさらなる向上を目指してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○浅田委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、通告がある委員から順次質疑を行います。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 おはようございます。たくさんの資料提出していただきましてまことにありがとうございます。

先ほども部長より説明がありましたように、健康福祉部の受け持つ行政業務は多種にわたり、広いところで大切な部分であるということを提出資料等を見せていただきまして再認識をしたところであります。

そのようなことから、健康福祉部だけではなかなかできないというところで、まず最初に、社会福祉協議会の部分について伺います。

施策方針38ページ、社会福祉協議会補助金事業について伺いたいと思います。

社会福祉協議会が担う役割は、宍粟市にとっては健康福祉部を初め、管轄的に大変大きな役割があると思っております。それで、社会福祉協議会については、継続的な助成を支援していかなくてはいけないかなと考えております。

そこで伺いたいんですけども、このたび修繕、改修費等が予算書に計上されておるわけなんですけども、持続的に支援も必要かと思っておりますので、譲渡契約はどのようになっているかというようなところをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 それでは、御質問いただきました、社会福祉協議会の補助金のことについてお答えをさせていただきます。

継続的な助成が行われるかということにつきましてお答えさせていただきます。

社会福祉協議会は、今委員がおっしゃったように、戦前から行政関与の中で設立されてきたものであります。現在は社会福祉法第109条において、その目的、事業内容等も規定されております。

宍粟市では、限りある予算の中、市予算の範囲内においてとなりますが、今後も補助の必要性、また、財務諸表等も確認し、運営支援の継続の必要性というのを認識しております。

助成の継続について説明をさせていただきました。この後、譲渡の内容につきましては保健福祉課のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○浅田委員長 前田課長。

○前田一宮保健福祉課長 続きまして、譲渡契約の内容の御質問についてお答えをさせていただきます。

12月の第88回宍粟市定例議会におきまして、第121号議案といたしまして議決承認をいただきましたとおり、建物につきましては無償譲渡、土地につきましては無償貸与となっております。

以上でございます。

○浅田委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 以後のメンテナンス的な部分の施設整備についての修理、修繕等はどうようになっていくのかというところをお伺いします。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 今回令和2年度、3年度におきまして、空調設備に関する改修工事を社協の主体により実施されます。そして、市においては補助を行います。この旧となりますが、一宮保健福祉センターにつきましては平成9年に建築をされまして、おおよそ22年が経過した建物です。設備等の老朽により、今回空調設備の更新となりますが、鉄筋コンクリートの建物であり、おおよその耐久が50年あるということでされておりますので、施設的には十分もち得るものではないかと思っております。

修繕の補助等につきましては、今回の大規模修繕の後の予定は考えておりませんが、今後施設等の維持管理、軽微のもの、また、大きなもの、それによりまして社協との協議に進んでいくものかと思っております。

以上です。

○浅田委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 最後にお問い合わせがた、先ほども以後話し合いによって社会福祉協

議会の施設自体の維持、管理等があると思うんですけども、できる限り使いやすい施設になるような市にとっても助成、支援をしていただきたいと思いますと思うんですけども、最後にもう一言お願いします。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 最初の答弁でも申し上げましたが、社会福祉協議会の設立経緯、また、運営については市行政も関与しておりますので、今後の社協の建物の譲渡後の運営を一緒に理事としてかかわりながら支援を続けてまいりたいと思います。

以上です。

○浅田委員長 続いて、神吉委員。

○神吉委員 私のほうからは、同じところで類似の質疑になるんですが、改修によりどれくらいの長寿命化を見込んでいるかという質疑を事前に行わせておいていただいておりますが、先ほど言われた50年というのは改修をして50年という理解でよろしいか。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 今回の設備の改修については、経年劣化等も含めて22年の経過で改修をすることになっております。今50年と申し上げましたのは、補助事業の中で補助金の適正化の執行法というのがあるんですけども、耐久年数というのが50年ということで法のもとで決められております。建物の構造上、50年程度はもつという、構造上といたしますか、設備上もつものと思っておりますのでそのようにお答えをさせていただいております。

以上です。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 令和2年度の予算で5,200万円で、令和3年度、ここには載っていませんが、そこで建物の修繕とかが発生する、これは令和3年度の予算であがってくるということでよろしいですか。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 令和2年度の工事につきましては令和2年度の補助金、令和3年度の工事につきましては令和3年度の補助金で2年度、3年度で改修事業については完了すると予定しております。

以上です。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 修繕等、建物の修繕、機械類の修繕等、建物の修繕というふうに計画がされておりますが、抜本的なやり直しでなくても大丈夫だということによろしいですね。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 今回の改修事業につきましては、エアコン等の設備の取りかえ改修であります。また、令和3年度には屋根及び壁面の改修工事も予定しております。あと、外構に関しましては、経年による区画線等がなくなっておりますので、その辺もあわせて令和2年度、3年度にかけて改修工事が実施されます。

以上です。

○浅田委員長 よろしいか。

関連はありますか。

ないようですので次の質疑に入ります。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 続きまして、施策方針39ページ並びに委員会資料6ページから8ページについてのひきこもり対策推進事業について伺います。

まず、実態調査を行うというような計画があるんですけど、まず、実態調査の後、どのような考え方で、また、調査の内容によっても違ってくるかと思うんですけども、実態調査をした後の取り組みについて、どのような計画を、実態調査を利用した取り組みをされようと計画されているのか、1点伺います。

もう一点は、施策方針の中に拠点づくり、居場所づくりをどのように進めるということが書いてあって、委員会資料にも説明がしてあるんですけども、どのように進めようとされているのか、また、運営等事務事業に関して、健康福祉部だけでは無理な部分もあろうかと思えます。委託先、委託されるのであれば委託先、また、どのような専門分野で進めようとされているのか、お伺いします。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 それでは、ひきこもりに関する御質問にお答えいたします。

まず1点目の実態調査につきましては、ベースとしましては国が、内閣府が行いました平成22年度の39歳以下の調査、それから、平成30年の12月に行われました、40歳から64歳以下を対象とした調査が2つございます。それをベースにしながら、宍粟市の調査を行うことによって、市の特性であるとか、それからまた、詳細な分析によりまして、地域の特徴というものも出てくるのではないかと考えております。

す。そういった調査を新年度予算要求をさせていただいております。国の調査によりますと、時点が違っているんですが、300人ちょっとという出現率が宍粟市に置きかえますとそういった形になっておりますけれども、果たしてそういった数字になるのか、なかなか無作為抽出のアンケートですので、細かなところまではわからないと思いますけれども、そういった調査を、国の調査をベースにさせていただきたいと思っております。

内容としましては、ひきこもりのあった原因であったりとか、それから、支援機関の認知度とか、それから、支援者がいるのかとか、さらに、どのような支援策を要望されているとか、そういったところも読み取れるようなアンケートにしたいと考えております。それをもとに令和2年度からひきこもり対策について進めていきたいと思っております。

次に、支援拠点づくり、居場所づくりですが、これまでひきこもりの事業を市として取り組んでおります。それにつきましては、相談窓口であったりとか、それから、生活困窮者自立支援のほうで業務を行ったりしてございましたけれども、なかなか相談窓口も、行政の窓口というのは月に1回ですけれどもハードルが高いとか、なかなか行きづらいというような意見も当然ございました。そういったところから、ひきこもりにある方が身近に寄れる、集えるところというのを委託をすることによって行政ではなく、市内につくっていききたいと思っております。

○浅田委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 そういうことになるんだろうと予測するところなんですけど、委託先なり、専門分野の方たちとお任せするのであればその情報等、また、宍粟市における生活環境、地域環境等も含めた部分でのよりよい相談ができるように随時連絡をとりながらしていただくことが望ましいかと思っておりますのでよろしく願いします。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 御意見いただきましたように、委託に出すので、このひきこもり業務をそういった団体の方に丸投げをしていくわけにはまいりません。市の役割と、それから、委託先との役割分担を明確にすることによって、時には非常に困難な案件、特にひきこもりにはアウトリーチ、訪問支援が重要だと考えております。市の担当となりましたスタッフと、それから、委託を出させていただく団体さんとの間で時には一緒に訪問するような形も必要かと思っております。情報共有しながら少しでも社会的に孤立されている方が社会と縁が結べるように健康福祉部として、

教育機関等とも連絡しながら進めさせていただきたいと思っております。

○田中一郎委員 終わります。

○浅田委員長 続いて、榎橋委員。

○榎橋委員 それでは、私のほうからもひきこもりサポート事業からお願いをしたいと思えます。

まずは、誰がどのように行っていくのかというのは今アンケートをするとか、そういう、それをベースにしながらというのをお聞きしました。それと、委託料の550万円がここに書いてあるわけなんですけれども、それをもう少し詳しくおっしゃっていただきたらと思えます。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 それでは、550万円の内訳を申し上げます。

まず、委託料として550万円計上しておりますが、先ほど申しあげましたひきこもりサポート事業に300万円、それから、実態調査に250万円ということで計上をさせていただいております。

250万円の調査につきましては、これまで地域福祉計画であったりとか、子ども・子育て支援事業でありましたりとか、各種計画策定に当たりまして、前段としてアンケート調査を行っておりますけれども、そういった手法で実態調査のアンケートを実施したいと考えております。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 このひきこもりなんですけれども、私もずっと市長もいらっしゃるということで、何とかしなきゃいけないということで、いろいろと前々からお話をさせていただいております。日本で一番このひきこもりに最初に取りかかったのが秋田県的美郷町なんです。ここは本当に町ですから人口は少ないわけです。ですから、本当に人がわかる、そういうのが町のよさだと思います。宍粟市みたいに大きく、面積が広がりますと、なかなか人の顔がすぐ浮かび上がってくるという状態ではございませんので、誰かの手をかりなきゃいけないのはもちろんわかるんですけども、本当にアンケートをとってどうなのかという数字が出てきました。それをまたどうするのかじゃなくて、それももちろん必要なんですけども、本当に一人一人、地域の皆様の力をかりながらやっぱりやっていかないと、実態というのはしっかりと把握ができないんじゃないかなと思うんです。今8050という問題がありまして、宍粟市の方も引きこもっていらっしゃる方からお話を聞く中に、今は親が健在だと、年金もある、何とか仕事をしなくても前にいっているけども、親がいなくなったと

き、僕はどうなるんだろうと、今から不安で不安でしょうがない。働くこともいろんなことがありますして、精神的な、できないわけですよ。ちょっとは事業所に行ったりはしていらっしやいますけれども、本当に自分一人になったときに自立といってもかなり難しい。そういうところがこれからの日本そうなんですけども、実栗市においても一番しっかりと目を向けて今からいかないといけないのかなと思っておりますので、委託をしてアンケート、もちろん大事です、先ほど言いましたように。でも、本当に地域の皆様、民生委員さんも、自治会長さんも大変な仕事がいっぱいありますけれども、本当に一人一人、人の手をしっかりかりながらやっていく方向をどのようにとっていかれるのか、お聞きしたいと思います。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 榎橋委員おっしゃるとおり、調査をした結果が一定程度出たというだけでは、それから、民間に委託するだけではこの事業は前に進まないと思っております。そこから先に実際にどのように、どこにいらっしやるのかということでアプローチをしていく必要があると考えておりますので、先ほど言われました民生委員さんもしかり、いろんな機関が、行政だけでない機関が寄り添っていくことが大事だと思っております。

この問題、もともとは若者の施策の中で国も進めてきたことでございますけれども、国もそれだけでは8050の先ほどありましたような問題等もかかわっております、やはり若者と、それから、若者ではない上の世代、中高年の世代にはまた違った施策が必要だと考えております。特効薬というものはないと考えておりますけれども、それぞれの社会背景に合った施策というのを行政だけでなく、いろんな機関と、それから、住民の皆さんとの御協力もいただきながら進めていきたいと思っております。

高年の方につきましては、例えば、定年を機会に社会の接点がなくなってひきこもってしまったというケースも聞いておりますので、丁寧にそれぞれのケースに応じまして対応を考えていきたいと思っております。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 先ほど市のスタッフの担当のスタッフもかかわっていくというお話もありました。これをスタッフがどのくらいいらっしやるのかというのをお聞きしたいのと、それから、以前は子どもたちが不登校になりました。それから、ずっとひきこもっていらっしやるケースが多かったんですけども、今は40代のサラリーマンの方が会社にいづらくなってひきこもってしまうというケースが多々あるというのが

国のほうからも調査でわかっているということもありますので、その辺本当に子どもにはどうしたらいいのか、また、大人に対してはどうしたらいいのかというのが明確にできていないと本当に難しい、このひきこもりに対しては大変な事業だなと思っておりますけども、その辺も一つお願いいたします。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 先ほどお尋ねいただきましたスタッフの件ですけれども、非常にこのひきこもり問題というのが制度のはざまの問題と言われているところもございいます。それぞれの今までこれまで行政がやっておりました、例えば障害のサービスであったりとか、それから、精神疾患の問題とか、そういったことだけで解決できない問題が非常に多くございいますので、スタッフの問題は非常にこの間、健康福祉部としましても悩ましく思っておりました。新年度に向けまして、人的な増員も総務のほうにお願いする中で、保健師であるとか、社会福祉士であるとか、ひきこもりに対して対応できるように今調整をしているところでございいます。そういったところで、まず一義的に相談を包括的に受けていくという体制を整えていく中で広い支援をしていきたいと思っておりますので、スタッフにつきましてはなかなか現状では一歩が踏み出せませんので、そういった形でスタッフをふやしていくということで方向として持っております。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 そのひきこもりの方の居場所をつくっていただいていると思うんですけども行ける人はいいんです。でも、家から本当に出られなくてじっとしていらっしゃる方にじゃあどう接触できるのかというのがかなり大きな問題だと思います。本当に地域の方の力、これをかりないとだめだな、大変だと思いますけども、本当に地域の皆様の力をかりて、自分たちが住んでいるところはどうかと、どういう人がいらっしゃるのかというのは地域の方がよく知っていらっしゃると思いますので、その辺しっかり連携をとりながら、この事業も進めていただければと思いますのでもう一度よろしくをお願いいたします。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 地域の皆様、民生委員さんもこの間声をかけたんですけども声をかけていいのだろうかとか、すごく悩んでおられるケースも多々あります。おっしゃったように、地域の皆さんと行政と、それから、委託しました団体と情報交換をしながら、その人に合ったアプローチをしていきたいと考えております。

○浅田委員長 よろしいか。

飯田委員。

○飯田委員 続きまして、同じひきこもりの部分でお願いします。

先ほどからおっしゃっていますように、この問題はかなりデリケートな部分がたくさんあると思うんです。先ほどもおっしゃったように、精神疾患の、今も過去からの流れの中で精神疾患の部分と、またすみ分けをしていかなあかん部分もあるかと思うんですけれども、このひきこもりというものの定義をつけるのがなかなかその部分で難しいと思うんですけれども、どういう形でそこを定義づけて探っていくかという部分、これはアンケートをするにしても、その辺のところが一番課題になってこようかと思うんですけれども、その辺の考え方を伺いたいのと、これは支援機関、民間の支援機関、現状あるのも私も存じておるんですけれども、その辺のところの選定についてはやはり慎重にやっていただきたい。かなりやっておられるところはいろんな角度からやっておられると思うので、その辺のところは行政の考え方と若干違ってくる部分があると思うんです。その辺のところを上手に利用していただいて、行政目線での持っていく方と、そういう支援機関のやり方、ここをうまく利用していただいて、支援につなげるように、最終的に目指すところは8050みたいに、要は自立支援につなげていかなければ最終的なところが見出せないと思うので、その辺のところの考え方とあわせてお願いしたいと思います。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 まず、ひきこもりの定義でございますけれども、今内閣府が定めております定義を一定基準としまして考えていきたいと思っております。ちなみにひきこもり、内閣府が定めております定義は4つございます。ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かけることができる。それから、自室から出るが、家からはほとんど出ない。それから、自室からほとんど出ない。この部分を狭い意味でのひきこもりと定義し、それから、ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事的时候は出かけるという、ここが準ひきこもりと定義をしてありまして、この狭義と準を合わせまして広義のひきこもりという定義が内閣府ではなされておりますので、一定これに市のほうも基準にしながらアンケートを分析し、市の特性とかが読み取れたらなというふうに思っております。

それと、委託団体の選定でありますけれども、やはりひきこもりの皆さんに寄り添える、それから、常駐していただくスタッフに経験値が高い、そういったことが重要かと思っておりますので、この間の受けてくださる団体の経験値であったりとか、そういったものも重点に置きながら団体を選定していきたいと考えております。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 実際先ほどもデリケートといったように、自分の家庭の中においては、自分の子どもとか、そういうのがやはりひきこもりの状態ではないと思いたい、親としたら、そういうものもあったりとかいうことで、どうしても埋もれてしまった方が多いと、そういう方を掘り起こしていくという部分ではやはり先ほどおっしゃったような定義づけで早い段階でそこを掘り起こしていくということが必要だと思うので、いよいよ本当の意味でひきこもってしまった場合はなかなか表に出てこない場合も多いと思いますので、これを機に、早い段階での掘り起こしを進めていただいて、そうならない状況をつくっていくということも大切だというふうに思うのでよろしくお願ひしたいと思います。

また、その支援団体にしましても、できれば地域内にあるほうがやはり地域の特性をよく御存じの方も多いたと思いますので、やはり地域外のそういう団体というよりも、地域にある団体が望ましいのかなというふうに私もこれは今からの選定の中で決まることだと思うんですけども、そのほうが望ましいかなという思いはございますので、またその辺のところについては慎重な選定をお願ひしたいというふうに思います。どうでしょう。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 先ほどありましたように、選定に当たりましてはプロポーザル形式で庁内で選定委員会を持ちまして選定をしてまいります、先ほどありましたように、非常にいろんなケースのひきこもりの方がございますので、そういった地域の実情にも理解をしていると、そういったところからも重点を置きながら選定に当たりたいと思っております。

○浅田委員長 よろしいか。

神吉委員。

○神吉委員 私も同じところからだったんですが、大方の質疑が出ましたので、私のほうからは250万円の内容というところでお聞かせいただきたいんですが、無作為のアンケートで対象者の要望が酌み取れるのか、読み取れるのかという疑問があったんですが、そこは先ほどおっしゃられた宍粟市には300人ほどの推計であるというところに、このアンケートでたどり着けられるのかというふうに感じたんです。サンプル数が2,300というふうになっておりますので、それで大きな方向性は見えたとしても、その実態にはやはり違う方法でないとたどり着けないのではないかという感じがしましたので、このアンケートの内容をさらにもう一度お願ひしたいん

ですが。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 2,300のサンプルで詳細な実態がというところにつきましては、あくまで統計上の問題でありますので、細かな実態について完全に掌握をできるものではないと理解をしております。統計上のところから宍粟の家庭をつくっていくということだと思っております。アンケートの内容につきましては平成30年に行われました国のアンケートをベースにしたいと考えておりますが、そこに先ほど申しました認知度であるとか、要望とか、そういったものも加えながらアンケートをつくっていききたいと思っておりますが、おっしゃるように、この2,300人の中の出現率、1.何%かという数でいきますと、本当に一握りの数になると思いますが、言われたようにアンケート、それから、先ほどにも他の委員さんのところにお答えしました、その後の地域に入っていくということで解決策を見出していきたいと思っております。

○浅田委員長 よろしいか。

大久保委員。

○大久保委員 おはようございます。もう何人も出ましたので、極力ダブらないように予算の質疑をしていきたいというふうに思います。

まず、このひきこもり対策推進事業にあります、その他特定財源の400万円についてお尋ねします。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 まず、この550万円の150万円につきましては、国のひきこもり対策事業から財源をとっております。国で県を経由して入ってくるものです、補助事業です、2分の1事業ということで、先ほどの300万円のサポート事業の2分の1を国県の財源、残りを福祉基金ということで基金に積んでありますのでそれを活用させていただく予定でおります。

○浅田委員長 大久保委員。

○大久保委員 済みません、もう一度確認なんですけど、このひきこもりサポート事業そのものが国の事業ということで県を経由して入るので、ここに出ているのが県の支出金が150万円ということで、その他特定財源の400万円は、そうしたら今次長がおっしゃられた、福祉基金が150万円と言われたと思うんですが、ちょっと金額が合わないんですけど再度お願いします。

○浅田委員長 大谷次長。

- 大谷健康福祉部次長 申しわけありません、訂正させていただきます。150万円の県の支出金と550万円から引きました400万円を基金から活用させていただきます。
- 浅田委員長 よろしいか。
- 大久保委員。
- 大久保委員 ありがとうございます。その基金から400万円を入れて総額550万円とこの推進事業ということで、先ほども250万円のひきこもり実態調査業務委託料の話が出たんですけれども、その250万円という数字の具体的根拠をお尋ねします。
- 浅田委員長 大谷次長。
- 大谷健康福祉部次長 アンケート調査の積算ですけれども、具体的にはまずアンケートを行います人件費、それから、直接経費としましては調査票の印刷、それから、改修費、それから、人件費の中には分析集計の人件費も入っております。そういった金額の積み重ねの中で250万円という予算を置かせていただきました。
- 浅田委員長 大久保委員。
- 大久保委員 ありがとうございます。それで、調査の委託先は先ほどの説明の中にもあったかと思うんですが、もう一度、少しその分をお願いします。
- 浅田委員長 大谷次長。
- 大谷健康福祉部次長 調査の委託先につきましては、これもプロポーザルで公募の予定であります。相手先に、委託先につきましては市に登録のあるこういったアンケート調査に地域福祉計画であったりとか、総合計画であったりとか、そういったところで市に登録してありますコンサルの中から選定したいと考えております。
- 浅田委員長 大久保委員。
- 大久保委員 そうしたら、この現在の市に登録しているところの業者から、業者の中で選定していくということであれば、このひきこもりに関する、ひきこもり対策の推進事業に関しての専門的な部分のある業者云々はわからないんじゃないかというふうに思うわけなんですけども、新たに全国的にもされていると思うんですが、そういうところも検討に加えていく、この250万円がより有効に生きるという意味で思うんですが、いかがですか。
- 浅田委員長 大谷次長。
- 大谷健康福祉部次長 おっしゃられますように、アンケートの中での提案の中でこれまでの経験値とか、そういったところも評価をしていきたいと思っておりますが、元年の5月に厚労省が発表した過去10年にそういったひきこもりの実態を調査をした自治体があるかということが公表されております。それによりますと、47都道府

県の中でも23自治体、それから、市町村では、1,741団体のうち105ということで、合わせましても125団体しか調査は行われておりません。さらに、その調査結果の公表につきましても、85団体については非公表というような形になっておりまして、今厚労省は43団体の分につきまして一定詳細も公表されておりますので、公表されている自治会等にも確認をしながら、教えていただきながら、よりよい、先ほどおっしゃってくださったように、この250万円が生きるようなアンケート内容にしていきたいと考えております。

○浅田委員長 大久保委員。

○大久保委員 続きまして、先ほど次長がほかの委員さんからの質疑の中で答えておられました、次のこの事業、ひきこもりサポート事業のほうで、寄り添える経験値の高いところを選定していきたいというお話があったんですけれども、それはひきこもりサポートセンターという意味と同じ意味なのでしょうか。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 今国がひきこもり対策事業として進めておりますのが3つございます。

1つ目が、恐らくこのことかと思うんですが、ひきこもり地域支援センターでございます。これにつきましては都道府県と指定都市が設置をすることができるということで、兵庫県で言いましたら、兵庫県と神戸市ということで、大体都道府県、それぞれ2カ所の設定ということで、これにつきましては市町村が参画することはできませんので、それが1つ目の事業です。

それと、2つ目が人材育成事業ということで、研修会等を開催しておりますので、この研修会には行政だけでなく、委託を、運営のほうでいただいた団体さんのほうからも積極的に研修に参加いただこうと思っております。

それから、市町村ができるのが今回、提案させていただいておりますひきこもりサポーター事業でございます。

○浅田委員長 大久保委員。

○大久保委員 わかりました。

そうしたら、その業務委託料としてある300万円なんですけれども、これはどのようにしてこの根拠ができたのでしょうか。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 予算の要求に当たりまして、こちらのほうで試算をまず金額をしております。当然相談員として常駐のスタッフを置いていただくということで、

それに対する賃金や共済費、それから、研修会等の旅費、先ほどいきましたサポーター等の養成講座等の旅費であったりとか、それから、パンフレットの作成の印刷費、それから、週4日程度というふうに考えておりますので、光熱費であったりとか、燃料費、それから、通信運搬費、それから、当然その居場所を家賃として借り上げられる場合には家賃も発生すると思っておりますので、それを積み上げて300万円という金額を計上をしております。

○浅田委員長 大久保委員。

○大久保委員 わかりました。積み上げた結果、300万円になったということで理解しました。

このひきこもりサポート事業というのは今委託料としてあがっているんですけども、市みずからもできる事業じゃないかというふうに思うんですが、今までのような事務調査の中でも僕は健康福祉部はすごく大きくなっているんで、できる限り民間に委託できるところは委託したらいいというふうな前提で今まで話をしているんですけども、その中であえて聞くんですが、今回のこの事業を僕自身はできる限り委託したらいいと思うんですが、市みずからじゃなしに委託という方向に進んできたその理由を教えてください。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 おっしゃられるように、このひきこもりサポート事業というのは市が直接執行もできます。今回委託という形をとらせていただきましたのは、まず、冒頭申し上げました、行政であれば非常にハードルが高い居場所として行くのになかなか一歩が踏み出せないというような意見がある中で、市中の中に設けることの重要性というのをまず1点考えております。

それから、もう一点は、サポート事業については委託を出させていただきますけれども、例えば、相談業務、当然市のほうも、特に公的な関係機関につないでいくにはやはり市が対応するべきところも大きくあると思っておりますので、委託先の団体と連携しながら相談業務であったりとか、それから、市全体の啓発事業ということにつきましても、やはり行政が持っている啓発力というところもあると思っております。そういったところは引き続き、これまでもやってまいりましたけれども、行政が持つ中で、役割分担という考え方の中でこの事業を採択したという考えでおります。

○浅田委員長 よろしいか。

宮元委員。

○宮元委員 同じ質疑で、回答にも理解させていただきましたので質疑は割愛させて

いただきます。

○浅田委員長 関連で。

神吉委員。

○神吉委員 1点確認させていただきたいんですが、資料のほうの6ページのところで委託期間というのが1年となっておるんです。この1年という理由、少し、家賃がとかというのをお聞かせいただいて1年で終わるのか、1年更新なのか、どういう理由の1年かというのを教えてください。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 契約の期間を1年としておりますけれども、市としまして、このひきこもりサポート事業につきまして1年で終わる予定ではございません。これから先に続けていきたいと考えておりますが、まず、初年度でありますこと、それから、恐らく国なども少し今のところはまだ動きが見えておりませんが、国の事業、新たな事業等も出てくるのではないかと思うことも含めまして、なかなか全国的にこのひきこもり事業というのを大きく進んでいるというところがない実態もございます。そういったことも考えまして、まずは1年間、こういった形でやらせていただきたいということで契約年数を1年とさせていただきました。

○浅田委員長 よろしいか。

関連ありますか。

なければ、次の質疑に入ります。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは、次に施策方針41ページの毎回出てくる部分なんですけども、介護人材確保対策事業というところなんですけども、今後の部分につきましては、介護サービスを提供する事業所の求人並びにまた単独の職員募集確保等によって数値的などころとか、目標など違ってくるかなと思うんですけども、その中に今回新しく取り入れようとされている介護人材マッチング支援事業でプラットフォーム開設ということになっておるんですけども、まず主な取り組みとこの事業の進め方についてお伺いしたいと思います。

それと、2番目に事業にかかわる数値目標がここに提示されておるんですけども、この分についてちょっと詳しくこの目標を立てた根拠的などころを簡単でよろしいですので説明を伺いたいなと思っております。あくまで介護人材確保対策事業というのは宍粟市内の介護サービス事業所への支援事業ということで、決して介護職をたくさん集めるとかいう部分ではないと思うので、3点目に各事業所との連携と、

また、各事業所の求人情報によって市の事業の内容も違って来るかと思うので、各事業所とのそういう雇用に対しての話し合い等もどのように持たれているのかという3点をお聞きします。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 それでは、質問にお答えいたします。

介護支援マッチング支援事業の進め方でございますけれども、事業については委託を考えております。事業者の公募を行いまして、選考した事業者と連携して実施を考えております。事業者の公募につきましては、プロポーザル方式で行うんですが、参加申請書の期限を3月10日までにしておいたんですが、今のところ応募がなかったという状況なので、引き続き再度の公募に向けて検討を進めていきたいというふうに思っております。

それと、主な取り組みですけれども、この事業の大きなところは、求職者と求人のマッチング支援というところだと思っております。こちら、思っておるのは、子育てを終えた層や退職された方などが働きやすい細かな条件、雇用の条件を設定して、そういうところをマッチングしていけたらなというふうに思っております。

3点目の各事業所との連携ですが、この事業を実施するに当たって、市内10の事業所にヒアリングをさせていただいております。その中で介護人材が不足していると答えられた事業所が7事業所ありました。理由としては労働人口がそもそも不足しておるんじゃないかというようなこととか、事業所の立地条件とか、シフトの勤務を軽減、早朝とか、夜勤というようなところの軽減があるのではないかというようなところを聞かせていただいております。そういうことも踏まえて、また来年度につきましては全事業所にそういうような状況を聞かせていただきながら、きめ細かな対応をすることによってマッチング支援ができたらなというふうに思っております。

以上です。

○浅田委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 先ほど出てきた雇用に関する条件等設定か何かあったかなと思うんですけど、この方針のところのP41の②のところに求職者の状況に合わせた雇用条件の提案を行うという書いてあるんですけども、この雇用条件の提案というところを少し説明願いたいんですけど。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 先ほど申し上げました、事業所のヒアリングを行う中で、例え

ば事業所のほうから、例えば2時間の勤務の人を募集しておるとか、早朝の勤務を募集しておるとかというような細かな事業所のほうからの聞き取りを行うことによって、その求職者が働きやすい時間帯があるようなマッチングができていったら、それはまた一つの方法かと思っております。そういうようなことに取り組みたいと思っています。

○浅田委員長 よろしいか。続けてありますか。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 事業にかかわる数値目標の設定のところ、今説明いたしたかいな。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 説明が抜けておりました。数値目標につきましては、総合的な仕事の相談窓口、わくわくステーションですけれども、その対応状況を参考に設定をしております。ちょっと数字的なところはあれなんです、介護では17カ月で21人の採用があったというようなどころがありまして、月別で見れば少しずつ伸びておるといようなところ。介護職場のマッチングに力を入れていけばさらに可能性があるというようなどころで、こういう目標を設定をさせていただいております。

○浅田委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 この事業目標の中には成果があらわれた中での目標と捉えましたのでそれで結構です。

以上です。終わります。

○浅田委員長 続いて、榎橋委員。

○榎橋委員 それでは、私も介護人材確保対策事業からお願いをしたいと思います。

本当に人材の確保がまずは大事でございます。その方が定着していただかなかつたらなかなか運営が難しくなります。さらにまたその方を育成していくということが大事でありますけれども、ここでどのような取り組みをされようとされていきますか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 まず、定着とか、定着の部分ですけれども、ここには挙げていないんですが、福祉資格助成事業というようなことを来年度も継続して行いたいというふうに思っております。

それと、育成となるかどうかあれなんです、介護支援専門員の実務研修受講対策講座というのを開催しまして、この事業につきましては、令和元年度から始めて

おりますけれども、5人受講されて4人の合格があった、県下17.9%の合格率のところ、そういう成果が出ておるといふことで来年度も引き続き行いたいというふうに思っております。

それと、マッチング支援のほうでは、離職防止のフォローアップということも思っております。就職後の初期の段階の不安や悩みを解消するといふところで、これも事業の委託の中にも含めまして実施をしていきたいというふうにも思っております。

以上です。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 ある事業所さんでは、海外からの方もたくさんいらっしゃって、本当によく働いてくれていて、入居者からも信頼といふのか、いい人だといふことで、本当に助かっているというお話を聞いておりますけれども、市といたしまして、本当に人材不足でございますので、外国人の介護者のそういう受け入れをして、まず、日本語が通じないと大変なんですけれども、しっかり日本語をしゃべる人をまずは受け入れなきゃいけないと思うんです。でも、やっぱりちょっと難しいかなという人にはそういう育成とか、そういうことは考えていらっしゃいますか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 市内の事業所ですけれども、外国人を採用されているところが4事業所あります。その中で、この事業を実施するに当たって、先ほども申し上げましたヒアリングの中で、留学生とか、実習生を呼ぶに費用がかなりかかっているというところがあります。事業者さんで取り組まれておることなんですけれども、その費用の助成なんかも検討してもらえないかというようなことも聞いておりますし、以前なんですけれども、日本語の学習の機会を提供していただきたいというようなことも聞いております。そういうような意見を聞いておりますので、少しずつ検討を進めていきたいというふうにも思います。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 それでは、先ほどおっしゃった、実習生とか、そういう留学生なんかにはしっかりとまた日本語の養成ですか、しっかりとわかっていくような講座をまた設けていくような考えもあると、今後またされるわけで、今までしていらっしゃるわけではないですね。今後していきたいという思いだと思いますけれども、これをいち早く進めていただいて、本当に介護職といふのはきつところもあつたりしますと、なかなか不足、全国的にそうなんですけれども、多いと伺っておりますので、本当に我が党におきましてアンケートをとらせていただきましたら、外国人でもい

いよ、とにかく意思疎通がしっかりできて、優しくしていただいたらいいよという意見が本当に90%ぐらいあったわけでございますので、そういう方の本当に確保もこれからしっかりしていかなきゃいけない時代が来ているのかなと思いますので、そういうところにも目を配っていただきながら、予算もとりながら今後しっかりよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○浅田委員長 コメントは。

小椋課長。

○小椋介護福祉課長 外国人を採用されておる事業所に聞きますと、こちらが見習う部分も対応の面であるというような、いつも笑顔でみたいなことも聞いておりますので、日本語の学習の機会というようなところについても検討をまた進めさせていただきたいと思います。

○浅田委員長 続いて、宮元委員。

○宮元委員 それじゃあ、同じ介護人材確保対策事業について質疑いたします。

第7期宍粟市介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数に対する令和2年度の確保人数と人件費の説明をお願いします。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 第7期の介護保険事業計画で、介護人材の必要数というところでは定めておりません。市のほうの取り組みとしまして、令和2年度の確保の面では、福祉資格の取得助成については30人分を予定しておりますし、受講試験対策講座につきましては5人程度というようなことで考えております。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 いろいろ市内にはそういった介護に関する事業所だったり、それからまた行政のほうもこういったこの高齢化社会において介護人材が不足しているということでこの対策をされているとは思いますが、そのもともとそれじゃあ何人ぐらいいるという、そういった想定はされていないということなのではないでしょうか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 どれだけ不足しているというところにつきましては、各事業所さんでそれぞれ違うかと思います。来年度、介護職の実態調査とか、ヒアリングとかする中で、そういうことがつかめれば何とかそういうところも把握していきたいなというふうに思います。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 先ほど人材確保でわくわくステーションというところで紹介というところから採用になったというのもあるんですけども、という回答だったんですが、よく日曜日の新聞折り込みにチラシが、求人のチラシが入っています。その中でよくあるのはやはり介護、そういった施設の求人の欄がすごく多く感じておるんですけども、やはりそういったところを見ると、市内ではなくて宍粟市外、たつののほうであったり、太子のほうであったり、姫路のほうであったり、そういったところもそういった本当に日曜日、皆さんが目につくところで人材確保に努めておられるところがあるんですけども、人材確保に対して、果たしてこの対策事業が有効というところを検証するとやはり人の目につく、そういった対策事業も必要じゃないかなと、予算に対して必要じゃないかなと思うんですけどいかがですか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 先ほどのわくわくステーションのお話をさせていただきましたけれども、採用のステーションの窓口に来られるところで見れば、少しずつ介護職場のマッチングというところに力を入れていけば少しずつ成果は上がってくるというふうに考えております。それぞれの事業所さんでもその事業募集に当たっている工夫されておりますので、そういうところと連携しながら取り組みを進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 勤めるということに対してはやはり幾らいただけるかというのがあると思うんですけども、そういったところを見ると、本当に今回、最近人材不足というところでだんだん本当に夜勤だったら2万4,000円とか、すごい金額で募集されているような事業所も出てきております。そういうところと、また宍粟市内でこの人材確保ということはどうのようにお考えでしょうか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 介護の人材の部分については、賃金のところにつきましては国のほうで介護報酬のところでは支援が少しずつされておるといようなところもあります。そういうところもありますので、こちらとしては事業所と連携しながら取り組みを進めたいというふうに思います。

○浅田委員長 よろしいか。

関連でありますか。

次の質疑に入ります。

田中一郎委員。

○田中一郎委員　それでは、続きまして施政方針47ページをお願いしたいと思います。

47ページの何番目かな、一番下ですね、一番下段です。高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定事業というところで、まず最初に簡単なことになるんですけども、どのような策定までの手順を踏まれようとしているのか、過去と違った部分を取り入れて、新しい情報等も取り入れて中に組み込んでいこうとされているのか。

次に、当然目指す姿、計画の中には目指す姿をどのように設定して現状との、目指す姿と現状とのギャップ、そこから生まれる、見える課題、そして、その課題を今回の策定にどのように結びつけていく内容で計画作成をされようとしているのか、そして、当然、サービスの量とか、種類も恐らくこれからふえてくると思うので、そのサービスの量とか、種類が来年度、再来年度、何年か先を見越した中で計画の中に大まかではあるが組み込まれているのかというような現策定段階で詳しいことはわかっていないかもわかりませんが、健康福祉部担当部署としての考え方、これからの取り入れ、組み込んでいく部分を幾らか教えていただいたらありがたいです。

○浅田委員長　小椋課長。

○小椋介護福祉課長　まず初めに作成の手順でございますけれども、昨年11月に事業者の公募によって策定委託についての事業者の決定を行いました。12月にはアンケート調査を実施して、現在集計中、3月、間もなく結果のほうは、速報が上がってくるかというようなふうに思っております。

あわせて、この3月に、来年度から第8期になりますので、来年度、第8期の計画の委員の募集をかけております。これを3月中に実施をしていきたいと思っております。4月以降、計画策定推進委員会を開催しまして、計画策定を行ってほしいというふうに思います。

2点目の目指す姿というようなところでございますが、県の説明会がまだ開催されていないというような状況であります。全体的なこととしましては、地域共生社会の実現に向けて、介護保険制度においては介護予防、健康づくりの推進、健康寿命の延伸ということも含めまして、それと、認知症施策の総合的な推進、介護人材の確保のことなども含めた持続可能な制度の構築というようなところを取り組むことになってくるかと思っております。そこにアンケートの結果の分析というようなところを反映するとともに、宍粟市として課題となっている移動支援でありますとか、

買い物支援、支え合いの地域づくりといったようなことも盛り込んで計画策定推進委員会で協議し、計画を進めていきたい、策定を進めていきたいというふうに思います。

それから、サービスの質と量と種類についてですが、サービス提供の実績や高齢者人口のみなどで見込んでいくということになるんですが、同時に通所介護サービス等の利用状況の調査などを行いまして、少し圏域別に実態を把握したいというふうに思っております。圏域ごとの利用者の稼働率なんかを把握することによって、推計していけたらなというふうに思っております。

○浅田委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 いい計画書ができますようお願いして終わります。

○浅田委員長 よろしいか。

続いて、山下委員。

○山下委員 それでは、議会請求資料としていただきました、1ページの介護保険事業、これについて、まずこの現状をお聞きして、それから後、令和2年度の施策の質問へとつなげていきたいと思っております。

令和2年2月末現在、介護保険料の滞納者が248人いらっしゃって、給付額の減額も5件行われております。今の状況の説明等をお願いしたいと思います。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 介護保険料の滞納者は、おっしゃっていただいたように、2月末現在で248人ということです。この部分につきまして、今年度は滞納金額の一括納付が多く見られたというようなことがありまして、滞納者数が少し減少しているような状況でございます。

それと、給付額減額の人数なんですが、2月末現在で4人でございます。そのうち介護サービスを利用している人は1人なんですが、この方も現在入院中というような状況になっております。

以上です。

○浅田委員長 山下委員。

○山下委員 そういう状況で滞納者数も減少したとはいえ、248人いらっしゃるということで、やはり宍粟市におきましての介護保険料が高過ぎるのではないかというふうに考えております、ずっと以前から言っておりますように。そこで、令和元年度の補正ということで、小規模多機能型居宅介護施設整備、これが事業者を公募したが事業者選定に至らず実施できないということで、約8,000万円の金額も行われ

ているところであります。そして、またこの第7期計画は令和2年度で終了するわけでありましたが、こういったことから鑑みても、介護保険料を引き下げるといような、令和2年度引き下げるといようなお考えはなかったのかどうかをお尋ねいたします。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 おっしゃっていただいたように、小規模多機能については少してこずっておるんですが、令和2年度、また事業者の公募に向けて進めていきたいというふうに思います。事業者の小規模多機能の整備ができなかったことについて、少し金額が余ってみたいなことだと思いますが、この部分につきましては、次の第8期の中で現在余った部分については基金のほうに積み立てておりますので、その部分は第8期の介護保険料の算定の際に財源として活用をさせていただくということになります。

○浅田委員長 山下委員。

○山下委員 そうということになるだろうとは思っておりましたが、しかしながら、今現在非常に高い介護保険料、これを令和2年度も引き下げていただきたいというふうに思うわけなのということで質疑させていただきました。質疑の形なのでここでおしまいにいたしますが、以上で終わります。

○浅田委員長 よろしいか。

飯田委員。

○飯田委員 私は、それでは、介護保険事業の特別会計の予算書の13ページでお願いします。

介護サービス費のところなんですけれども、居宅介護費の部分で、マイナスの3,700万円と、施設介護費のほうはプラスの3,800万円という状況が示されておるんですけれども、今現状からいって、居宅サービスの割合を高めていくという取り組みが必要になってきているんじゃないかと思うんですけれども、その辺の取り組みについてお伺いしたいと思います。

また、続けて申しわけないけども、その中で、17ページの部分でも介護予防サービス費1億円というものがあがっておるんですけれども、給付費が、この辺のところの内容もあわせてお伺いしたいと思います。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 予算のところについて少し説明を補足させていただきたいと思っております。

居宅介護サービス給付費につきましては、当初予算同士で比較すると減額となっておりますが、3月補正予算の説明の中で少し触れさせていただいたとおり、この補正予算で元年度予算の居宅介護サービス給付費を減額しております。本年度の決算見込みと比較すると3,000万円余りの増額となっております。増額の理由につきましては居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費ともに昨年10月の消費税増税の影響や同時に行われた介護報酬の処遇改善の改定の部分の影響によるもので、大きくはこの部分を通年で見込んだことによるものでございます。

おっしゃっていただいたように、居宅での取り組みが必要というところですが、高齢化が進むと、ふだん住みなれた場所でいつものように暮らし続けるということがだんだん難しくなってきます。居宅サービスを受けられる体制をとって、住みなれたところで安心した生活を支援していきたいというふうに思っております。

それと、予算書17ページのところですが、総合事業費につきましては、訪問型サービス、通所型サービスというようなところが入っております。予算委員会の資料の23ページにその項目を入れておりますので御確認いただけたらと思います。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 先ほど説明がありました、居宅で自分の住みなれたところで生活をして、介護を受けるという状況に対しての具体的な取り組みとしてはまだ今のところは目に見えて何をしようという計画はないということですか、ありますか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 住みなれた自宅というようなところにつきましては、介護予防について今現在通いの場づくりというふうなところに取り組んでおるところでございますが、一人一人の状況はさまざまございまして、自宅に住み続けるための支援と住みかえ先となる施設等の利用ということも必要なときがくるというふうに思っております。それぞれの利用の望みに合わせて対応できたらなというふうに思っております。

○浅田委員長 よろしいか。

関連でありますか。

なければ、続いて、次の質疑に入ります。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 それでは、施策方針48ページの真ん中どころですね、介護福祉課の分の防災と福祉の連携促進事業というところで、まず、ここはほとんど主になるのは個別計画であろうと思うんですけども、昨年はこの個別計画について委員会等で

もいろいろ議論があったかのように思うんですけども、まず、1点として、個別計画作成の状況と、それと予算額が減っているわけなんですけども、個別計画の作成が達成できたのかとかいうような、数字的に見ればそういうふうに読めるんですけども、この辺の説明をお願いしたいと思います。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 防災と福祉の連携促進事業につきましては、平成30年度に県の30万円の定額の助成を活用しまして、自主防災組織と福祉の専門職との連携によりまして、避難行動要支援者の個別支援計画の作成をモデル事業で行ったというところなんです。この部分につきましては3名の個別支援計画の作成ができたということで、現在の避難行動要支援者に対する個別計画の作成の状況なんですけれども、直近の数字で80人、同意ありの方が37人、同意なしの方が43人というような状況で、来年度このモデル事業の県の予算というのが切りかわりまして、この事業がなくなるということなんですけど、市としては引き続き取り組みたいということと、避難行動要支援者の範囲を、対象者の範囲を広げて、個別計画支援計画の作成を進めていきたいというふうに考えております。

○浅田委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 モデル地区として県の補助が終わっても市としては引き続きこの防災と福祉の連携の事業は進めていくというふうに感じましたので、引き続きまた避難経路、避難の距離等範囲も広げるということですので、そういう個別計画の作成に向けてまた予算化されたりしていくということによろしいですか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 そのように進めさせていただきたいと思います。

○田中一郎委員 わかりました。

○浅田委員長 続いて、神吉委員。

○神吉委員 私も同じところなんですけど、48ページの3段目、防災と福祉の連携促進事業のところまで伺います。

先ほど田中委員のほうからも減額の理由というのが質疑があり、答弁をされましたが、ここでの金額的な減額と同時に、この事業の拡充を行っていく、その中で減額というそのこの事情がわからなかったのが質疑させていただくんですけど、今、80名とおっしゃられたのはこれから個別計画をつくっていかうとされる80名なのかというところと、2名達成した、3名でしたか、は計画はできたという、そのこの詳細をもう一度お願いしたいんですけど。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 先ほどの県の予算の話をちょっと補足で説明させていただきますが、モデル事業については実施が終わったということで、県としましては一般施策としまして、今度は定額の補助ではなしに、1計画につき7,000円、市負担が2分の1というような補助を、50人か60人を対象にするというような補助の内容をしておりますが、この部分の将来的な約束が全くないので、宍粟市としては今のところ、現段階では市独自で進めていくというような計画策定の費用なしに市独自に進めていくというようなことで思って減額という形になっております。

個別計画の作成状況の80人ですけれども、現在の作成状況が80人ということで、先ほど申し上げました避難行動要支援者の対象範囲については拡充するというような回答をさせていただいたかと思うんですが、この拡充することによって対象者が1,000人ぐらいになると思っております。来年以降、順次この1,000人に同意を得られた方は自主防災組織と福祉の関係職と連携して個別支援計画を作成する。同意ない人については市のほうで当たっていくというようなところで進めさせていただきたいというふうに思っております。

○浅田委員長 よろしいか。

審査の途中ですけれども、ここで10時40分まで休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時40分再開

○浅田委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

引き続き質疑を行います。

山下委員。

○山下委員 済みません、マスクつけて失礼します。聞こえますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、委員会資料としてくださった資料の5ページ、障がいのある人の状況というところですが、身体障害者手帳を交付されていらっしゃる方が毎年減少、平成31年1月と令和2年1月と比べましても56人の減少、あるいは、療育手帳は同じく比較しまして2人の増加、あるいは、精神障害者保健福祉手帳を交付してもらっている方が14人の増加というような形になっております。これをどのように分析しておられるのか、そしてまた、そのような状況の中の令和2年度の施策、どのようなことを考えておられるのかということを質疑いたします。

○浅田委員長 三木次長。

○三木健康福祉部次長兼障害福祉課長 山下委員の質問に対してお答えいたします。

身体障害者手帳等の交付の状況については今言われたとおりで、参考にですが、平成29年度の実績になります。国の全国的な状況でも身体障がい者への交付の状況は99.2%ということで若干減っています。

療育手帳につきましては103.4%と精神障害者保健福祉手帳については107.7%ということで、全国的にもそちらのほうはふえているという状況があります。

身体障がい者への交付の状況が減っている要因としましては、障害者白書によりますと、65歳以上の方の割合が昭和45年には約3割程度の状況でしたが、平成28年度では約7割を占める状況になっているということで、日本の人口構造と同じような状況で、やはり高齢者の割合が高いことから、自然減になっているのかなということで、宍粟市も同じような状況になっているということで考えております。

あと、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付につきましては、発達障害者支援法が2005年に制定されたことをきっかけとしまして、やはり発達障害に対する認知が広がったこと、また、知的障害や精神障害が社会の中で理解が進んだことと乳幼児健診等から各専門相談等につながったということで、そういう環境が整ったことから、そういう支援や交付の状況もふえたのかなと考えております。

障がい者の施策につきましては、こういった状況については障害者福祉計画をつくっております。その中でも身体障がい者や知的障がい者、また、精神障がい者の状況を推計する中でどの程度のサービスが必要かということについては分析もさせていただいておりますので、それに基づきましてサービスの提供の量と不足がないようにということで予算等も組んでいる状況でございます。

以上です。

○浅田委員長 山下委員。

○山下委員 御説明を聞きまして、さまざまな生きづらさを持った人たちに対する社会的な保障は充実してきたことによる療育手帳、あるいは、精神障害者保健福祉手帳交付者の増加というところを理解できました。

そこで、市の政策といたしましては、その一環としてひきこもり対策推進事業等も関係してくるのかなと思うわけですが、そのように捉えておいてよろしいですか、令和2年度の施策といたしまして。

○浅田委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 ひきこもり事業、令和2年度から宍粟市、大きくスタートさ

せていただこうと思っております。確かに先ほどあった定義の中には発達障害の方とか、そういったところに入っておりませんが、恐らくそういったところも要因があるのではないかとすることはございますので、いろんな障がいだけでなく、精神疾患の分野であったり、それから、社会からの孤立というところ、いろんな側面から施策を展開していきたいと考えております。

○浅田委員長 山下委員。

○山下委員 現場でかかわってくださっている保健師さんの方々、あるいは、専門職の方々、本当によく御存じであると思われまますので、引き続き支援のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○浅田委員長 続いて、大久保委員。

○大久保委員 主要施策の42ページ、手話施策推進事業について質疑いたします。

当初予算の内訳の主な費目のところで、報酬、給料、報償費とあるんですが、非常に似たような言葉が並ぶわけなんですけれども少しお尋ねします。

報酬の156万1,000円とは具体的にどのような仕事の人に対しての金額でしょうか。

○浅田委員長 大久保委員、一括でいきましょうか、一括で、まず最初、事前通告分。

○大久保委員 わかりました。

そうしたら、事前通告の分を一括でいきます。

それと、給料234万6,000円は予算書のページ71ページにあります、234万6,000円を全額会計年度任用職員の給与714万2,000円に含まれているのか。

それと、報償費453万1,000円は予算書ページ71の報償費560万2,000円の中に、その453万1,000円がぴったり当てはまるものがなかったもので、どのように分けて配分されているのかということをお尋ねします。

それと、役務費の24万4,000円、その他137万6,000円の主な部分でいいと思うんですけれども、具体的な使途を障害者総合支援費の内訳でどの分に主な部分が含まれているのかということをお説明いただきたいというふうに思ひます。

○浅田委員長 三木次長。

○三木健康福祉部次長兼障害福祉課長 大久保委員の質問に対してお答えいたします。

報酬の156万1,000円につきましては、来年度には月額フルの手話通訳者と月額の短期の通訳者2名を配置予定しております。報酬の部分につきましては月額の短時間の通訳者131万5,000円と、あと手話施策推進会議の委員さん、附属機関になりますけれども15人分の24万6,000円の合計156万1,000円ということで計上させてい

ただいております。

給料につきましては、234万6,000円については予算書の71ページにあがっている、うちにあがっている給料ということで御理解いただきたいと思います。

あと、報償費の453万1,000円がどのように入っているのかということで御説明申し上げます。講師等謝礼の中には手話通訳者や奉仕員を養成するための手話講座の費用が91万4,000円、あとレベルアップ講座の25万円、あと試験対策講座、あと現任研修、それぞれ10万円の合計20万円、あと手話教室講師派遣費用の41万6,000円、あと手話フェスタの講師料ということで10万円置いていますが、そのうちの5万1,000円を講師料ということで置かせていただいて、合計183万1,000円を講師料で使わせていただきます、計上させていただきます、計上させていただきます。

あと、手話通訳者の謝礼には聾者の方への派遣申請に基づく手話通訳者の派遣に係る費用270万円、その中には要約筆記の分がありますので、その分はちょっと除かせていただいております、を計上させていただきます、を計上させていただきます。

役務費につきましては、夜間に救急の電話が入る場合がありますので、その電話の費用2万8,000円、タブレットに係る分が6万6,000円、あと意思疎通支援事業の郵便代ということで7万4,000円、あと手話通訳者等が頸腕検査というのを受けていただくように推奨しております。その費用が4万1,000円ということで役務費24万4,000円があがっております。

その他の経費としましては、期末手当2人分の78万円、時間外36万円、通勤手当5万4,000円、退職手当の負担金ということでそれぞれ計上させていただきます。

以上です。

○浅田委員長 大久保委員。

○大久保委員 ありがとうございます。

それと、この手話施策推進事業が令和2年度の当初予算が1,138万8,000円というふうに計上されているんですけども、この委員会資料の18ページ、19ページを見ますと、意思疎通支援事業として1,150万3,000円とあるわけなんですけれども、その差額が11万5,000円生じているんですが、その差額のここである11万5,000円とは当初予算との関係というのはどういうことなのでしょうか。

○浅田委員長 わかりますか。後でも結構ですけども。

そうしたら、次、質疑、ありましたら。

大久保委員。

○大久保委員 主要施策の令和2年度の予算と令和元年度の予算を比べましたら、令和元年度より全体の予算が52万5,000円減っているわけなんですけれども、国庫支出金、県支出金とも元年度に比べて令和2年度のほうが支出金がふえている、その理由というんですか、事業に対して支出されていると思うんですが、この国庫支出金と県支出金が令和元年度より全体は減っているんだけどふえている理由、何に対してふえていたのかということをお説明いただきたいというふうに思います。

○浅田委員長 詳細な部分ですけど、わかりますか。

じゃあ、このことについても後ほどまた詳細について報告をいただきたいと思います。それでよろしいですか、大久保委員。

次、ありますか、よろしいか。

では、続いて質疑に移ります。

山下委員。

○山下委員 それでは、委員会資料の8ページ、あるいは、議会で請求させていただきました資料の2ページ、また、主要施策に係る説明書にもありますが、生活困窮者自立支援事業、これについて質疑をさせていただきたいと思います。

この住宅確保給付金、それと、一時生活支援事業、これの令和元年度実績がゼロ件ということになっておりますが、宍粟市におきましては経済的に困窮して、住居喪失、または、そのおそれがある人たちとか、あるいは、ホームレスの方というのはいらっしゃるなかったというふうに理解していいのか。そしてまた、令和2年度の方角性も伺います。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 御質問がありました、住宅確保給付金、また、一時生活支援事業につきまして、これは委員会資料に記させていただいていることと同じことをまた説明をさせていただきますが、まず、住居確保給付金につきましては、給付対象者が制度の中で決まっております。経済的に困窮し、住居喪失、または、住居喪失のおそれのあるもの、あること、そして、申請時に65歳未満であって、離職等の日から2年以内のものであることと定められております。現在、宍粟市ではこの困窮者支援事業を平成27年度から取り組み、予算を計上しておりますが、平成30年度申請の方はいらっしゃいませんでした。また、令和元年度、今現時点で申請の方はいらっしゃいません。令和2年度につきましては予算としては37万8,000円を計上し、申請がありましたら対応させていただこうと思っております。

続きまして、一時生活支援事業です。これにつきましては、支援の対象者はホー

ムレスや住居を喪失し、終夜営業店舗等に宿泊するもの等であることという、大まかな定義がされております。この件につきましては平成28年度から予算を計上し、生活困窮者自立支援事業の一事業として取り組んでおります。平成30年度申請の方はいらっしゃいませんでした。令和元年度においても、現時点では申請の方はいらっしゃいませんが、令和2年度予算に7万8,000円を計上し、申請がありましたらお答えを、対応をさせていただこうと思っております。

以上です。

○浅田委員長 山下委員。

○山下委員 まず、そうしたら住宅確保給付金、これについて再質疑をさせていただきたいと思うんですけれども、令和2年度の予算として37万8,000円、これが立ってあります。そこで今非常に新型コロナウイルス関連、このようなことで経済的に困窮され、住居等を失われるおそれのある方、出てくる可能性があると思います。そういう場合の対応を質疑いたします。

それと、もう一つは、一時生活支援事業、これはホームレスや住居を喪失して、終夜営業店舗等に宿泊する人たちということで、このような人たちになってきますと、申請等が非常に困難ではないのかと、そういうことで申請者がいないのか、いらっしゃらないのかということを確認いたします。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 それでは、新型コロナウイルスの発生に伴う住居確保給付金の充実支援策といいますか、対応策という御質問です。

この住居確保給付金は、生活困窮者自立支援という大きな枠組みの制度の中で各事業、取り組んでおります。新型コロナウイルスにより職を失われ、また、その住宅を失われた方については同じく大きな制度の中で支援をしていくものと考えております。

もう一点、ホームレス等の方が申請ができるのかという御質問であります。確かにホームレスである方については市役所の窓口等に率先して来ていただける、そういう環境になりにくい方がいる可能性が高いです。その場合、こちらから訪問ということはできませんので、市内の民生委員、児童委員の皆様、また、関係の機関の方から情報を寄せられましたら寄り添いの気持ちでもって対応していきたいと思っております。

以上です。

○浅田委員長 よろしいか。

関連でありますか。

なければ、次の質疑に移ります。

山下委員。

○山下委員 引き続き質疑をさせていただきます。

委員会資料の6ページなのですが、毎年出していただきます生活保護の動向というところで質疑をさせていただきます。

いつもお尋ねしているところの部分ではありますが、母子世帯の保護利用者の人数が宍粟市は少ないと思うんです。それはなぜなのか。令和2年度ふえるというか、利用される方をふやしていくための施策というのは考えておられるのか。

また、令和元年度1月の保護を利用されている人数が170人ということになっておりますが、そのうち18歳未満の子どもさんの人数というのは何人ぐらいになられるのか。

そして、また令和2年度対応をどのように考えておられるのかということをお尋ねいたします。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 母子世帯の保護利用者人数が少ないのではないかと御質問につきましてです。

予算委員会の提出資料6ページに生活保護の動向ということで、これは古くは平成17年度からの歴年での保護の状況と記させていただいております。その中で、母子世帯につきましては、まず令和元年度、現時点においては2世帯の方が保護受給をいただいております。そして、過去年度において、最高で5世帯の方が申請をされ、受給をされておられます。このことにつきましては、保護申請がありましたら対応し、その生活保護の手続を経て決定、また、受給の手続ということになるんですけれども、なぜ少ないかということにつきましては申請がありましたら当然審査、決定ということになるんですけれども、なぜということになりますと、一概にこれということではないんですけれども、中山間地域においては保護の受給率が全国的に低いことがあります。また、宍粟においてもこの中山間地でありますので、同じく保護の受給率並びに母子世帯の割合が低いという率があります。支援される方、血族、親戚の方等も近所にいらっしゃるからではないかとは思っておりますが、これは推測の域であります。

そして、今後母子世帯の受給者をふやす施策というのは現時点では持ち得ておりませんが、申請、または、事前相談がありましたら、そのときには真摯な対応でも

って御相談に応じたいと思っております。

あと、18歳未満の児童数のことについてお答えをさせていただきます。

令和元年1月時点で18歳未満の保護世帯における子どもの数です。16人、子どもの数がいらっしゃいます。その内訳につきましては、就学前が1、小学生が10、中学生が3、高校生が2、計で16名となっております。

以上であります。

○浅田委員長 山下委員。

○山下委員 この保護を受けておられる世帯の子どもさんに対する令和2年度の支援策といいますか、自分が望む方向、要するに、保護を受けているということで、自分の望む方向性が閉ざされるというようなことがないような支援が望まれるし、そのようにされていると思うんですけども、令和2年度新たに考えておられることというのはありますか。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 18歳未満の子どもたちが学習支援の過程で、また、進路の選択の過程でそれぞれ判断を迫られる時期がまいります。

まず、小学生につきましては、現在社会福祉課では、生活困窮者自立支援事業の中の学習支援事業という事業に取り組んでおりまして、生活困窮者を含めた中で学習支援の取り組みをしております。それにつきましては特定の個別指導によるものではありませんけれども、そういう機会を設けることによって、また、その保護家庭、困窮者家庭がなるべく参加していただきやすいように学校と調整をさせていただきながら事業を展開しており、今後もそのようなつもりであります。

また、これについてはよりよいやり方がないかということはずっと模索しておりまして、学校区、または、学校長とも相談しながら担当者、社会福祉課としては取り組んでいく予定であります。

あと、進路の判断につきましては、国等による奨学金、また、返還がない奨学金等の制度が新しく設けられつつあります。それにつきましても、高等学校の在学、また、その以前の中学生になりますけれども、進路の選択の中で学力、または、自分の希望等もありますけれども、その経済的なものでもってその進路を早く閉ざしたりすることがないように学校と、また市のケースワーカー職員、協調しながらその保護家庭の支援に当たっていきたいと思っております。

以上です。

○浅田委員長 よろしいですか。

関連でありますか。

なければ、次の質疑に移ります。

榎橋委員。

- 榎橋委員 それでは、施策説明書の40ページでございます。高齢者通いの場づくり応援事業からお願いをしたいと思います。

国の動向を見まして、通いの場が必要だということで、宍粟市にもこの事業を行っていただいております。これは健康寿命をまずは延ばしたいということと、高齢者が寂しい思いをされないように、楽しい老後を過ごしていただきたいというその場をつくっていただいていると思いますけれども、この高齢者が人数的に1万2,977人でありまして、この人数からいけば、何%の方が通いの場に来ていただいているのでしょうか。そしてまた、参加者からこういうことをしてほしいとか、そういう声は今まではなかったのでしょうか、今後、こういうふうにしたいという、そういう目標も立てていらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

- 浅田委員長 小椋課長。

- 小椋介護福祉課長 それでは、お答えをいたします。

まず、参加者の割合についてですけれども、2月末現在、2,099人の方が参加されておりまして、割合でいいますと16.2%というようなところです。

それと、教室についてのこういうふうな声というのは特にはないんですが、自主的な運営ということなので、それぞれの通いの場の中で工夫をされて、実施をされておるといふところです。

以上です。

- 浅田委員長 榎橋委員。

- 榎橋委員 そうしましたら、この16.2%の方が通いの場に来てくださっているという。このパーセントから見ましたら、残りのほうがすごいわけでありまして、この方たちはじゃあ、どうしていくのかというお考えは。

- 浅田委員長 小椋課長。

- 小椋介護福祉課長 通いの場につきましては、高齢者に積極的に関与ができる場として重要度が大変増しております。通いの場に来れない人について今後は効果的なアプローチが何かできないかというようなところがあるわけですが、来年度、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施が推進される中で、例えば国保の後期高齢の医療のデータとか、介護保険のデータなんかを分析しまして、実際健診にも行っていない、通いの場にも行っていない、介護の保険も使っていないというよう

な人を引き出しまして、少しそういう方にアプローチができる方法はないかという
ようなところを検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 それでは、通いの場に、通いの場自体が余り喜んでいただいているじ
ゃないかとか、そういう思いの方はいらっしゃるのでしょうか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 そういうふうには思っていないんですが、通いの場につきまし
ては、楽しく、行きたくなるようなところでなければならないというようなところ
がありますので、その専門職の派遣によるミニ講座というふうなところを充実して
いって、また、この間、一般質問の中でもありましたかと思うんですが、ボランテ
ィアの講師みたいなのところも今後検討していけたらというふうに思います。

以上です。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 今後本当にまだまだ高齢者の率が高くなってくるかなと思いますので、
本当にこの通いの場というのは充実していくことが大事かなと思います。ですから、
来れない人の中に、先日も質問させていただいたんですけども、来れない人の中
にも何かが得意な人がもしかしたらいらっしゃるのかもわからない。その人に講師に
なっていたりという、そういうこともできるかなと思ったりするんです。で
すから、一人で来れないんだけども、誰かに連れてきてもらって、こういうことだ
ったらそんな動きもないのでできるかなという人ももしいらっしゃるとするならば、
そういう人たちをどんどん前に出していくという、そういう施策もあってもいいの
かな、思いもあってもいいのかなと思ったりもするんです。ですから、地域の人の
高齢者の中に、ああ、こういう人がいるよという、そういう声も吸い上げていただ
けるような、そういう雰囲気づくりもしていただければと思ったりもするんです。
ですから、本当に目標、もちろん教室もしっかりたくさんつくっていただくのが目
標なんですけれども、やっぱり中身がより充実していくように、今までがだめだ
というんじゃないんですけども、本当にあそこへ行きたいなという、本当に何か行く
とわくわくするなという、そういう思いができる、そういう場づくりも今後必要か
なと思ったりもしますので、そういう思いに対しての御意見をお聞かせください。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 おっしゃっていただいたように、そういうボランティアとかの

講師なんかの検討も行いながら、進めてまいりたいと思います。実際に通いの場の中には自主的な運営というような中で、通いの場の中で講師になって、順番に何か考えられたりしているところもあるようですので、引き続きそういうことが広まっていくように取り組みたいというふうに思います。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 これですべて終わりますけれども、もしできるとするならば、通いの場がここに118カ所という数が出ております。そのいろいろな通いの場があるわけなんです。ですから、私のところはこういうふうになっているという、そういう体験の場もあってもいいのかなという、いろんなものが集って、こういうのをそれぞれしているなという、そういうお披露目の場じゃないんですけども、そういうのもあってもいいのかなと思ったりもするんですが、それはいかがでしょうか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 年に1回か、各地区になるときもあるんですけども、いきいき百歳体操教室の交流会というようなものをしております。そういうところでもしできるようなことがありましたら、そういうお披露目みたいなことも検討していきたいというふうに思います。

○浅田委員長 よろしいですか。

飯田委員。

○飯田委員 私も同じ高齢者の通いの場づくりの部分でお伺いします。

この事業で目標とされておるのが高齢者の健康づくりや介護予防が主眼にあるという部分です。そういうことでどんどんふやしていこうという目標をあげておられるわけなんですけれども、場をふやすということも大切ではあると思うんですけども、その効果、今榎橋委員からもありましたように、その効果をどういう形であらわしていくか、それをあらわすことによって参加者もふえる、始めようという場所を始めようという思いもできてくるというふうに考えるわけなんですけれども、そういうお考え、どういうふうにお考えでしょうか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 成果を出すということはなかなか難しいところではあるんですが、介護予防のところにつきましては昨年の春先に山崎の地区だけなんですけど、3年後、3年間の変化を比較するようなデータをとって、理学療法士に分析してもらったというようなことがあります。理学療法士からは1年後の評価ではかなり改善するんですけども、その後は維持の状態が低下するのが現状であるというようなこ

との意見をもらっておるんですが、変わらないということはよいことであり、今後
も継続することが参加者のモチベーションや健康意識にもつながるといような御
意見をいただいているところです。そういうような分析をさせていただいておりま
す。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 聞くところによりますと、筋肉はやはりある一定年齢を経ても鍛えれば
やはり筋肉量は減らさずにふやすこともできるのが、ふやすといってもそんなに若
者がやるほどのことはないと思うんですけれども、やはりその辺のところをモニタ
ー的にとって行って、これは効果があるという部分をきっちり見せていくというこ
とも大切かなと。人によっては本当にお米を掲げることができなかつたのが掲げら
れるようになったとかいう事例もお聞きしたりするんですけれども、やはりその辺
のところ、ごみ出しサービスの提供をどうのこうのという以前の問題で、やっぱり
その辺のところはきっちりできていけば、そういう困る方が若干減っていくかなと
いう思いもありますので、やはりそういうモニター的な部分をつくっていただいて、
それを効果として皆さんにPRという言い方も変ですけれども、お知らせすること
によってそれを試してみよう、やってみようという方もふえてくるというふうに思
うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 体力測定につきましては定期的に、例えば、初回、3カ月、6
カ月、1年、2年というふうなふうに定期的にしておるところなんです。しており
ますので、それを集計して見せていくというふうな方法で参加者のモチベーショ
ンを上げていきたいというふうに思います。

もう一つなんです、参加者にアンケート調査を実施しておるところです。項目
としましては体が疲れにくくなったとか、体操に行くのが楽しみになったというよ
うな体操を始めてからの変化を問うようなアンケートを実施しておりまして、教室
の一部ですが、それらも集計をしておるところです。そういうことも周知していけ
たらなというふうに思います。

以上です。

○浅田委員長 よろしいですか。

宮元委員。

○宮元委員 同じ質問になるんですけれども、この事業、平成29年から始まって、ま
だ日が浅いというところがあって、まだ今のところ介護予防とか、健康づくりのそ

ういった事業になっているんですけれども、やはりこれからこの事業を拡大、それから、参加していく方をふやしていくためにはやはりビジョンというのも大切かなと思います。通っている人の中から地域のリーダーが生まれたり、こういったことをやりたい、ああいったことをやりたいとか、そういったことが令和2年度の事業のほうに役立てるような、そういった事業にはなっているんでしょうか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 済みません、予算につきましては、実施状況というようなところを参考に見積もりして計上をしております。講師派遣の予算は昨年度より少し増額しておるようなところで、ミニ講座等、先ほどのボランティア等のことも検討しながら御指摘のあった参加者数の増加にもつなげていきたいというふうに思います。以上です。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 ずっと来られている方にとったら同じことをマンネリ化というところもあったり、感じたりすることもあるかなと思います。やはり参加者同士でいろんなアイデアも出してもらったり、そして、例えばお茶を飲んだり、お菓子を食ったり、それから、今からやったらパソコンとか、タブレットとか、そういったこともしたりとか、女性、男性、いろいろとその思いもあるかなと思うんですけれども、そういったことが生かせる、そういった事業展開というのは考えておられますか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 ミニ講座を中心にこの活動を盛り上げていきたいというふうなことを申し上げましたが、先ほどおっしゃっていただいたようなパソコンの教室でありますとか、そういうことも自主的な運営の中で取り組まれるところがあるかもわかりませんので、そういうことも含めて普及をしていきたいというふうに思います。以上です。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 市内118カ所でこういった教室、憩いの場があるということなので、そういったところのいろんな情報を行政のほうに吸い上げていただいて、またそういったいろんな取り組みされているようなところも紹介していただいて、いろいろと充実、この事業が充実していくような、そういった事業として考えていただきたいと思います。以上です。

以上です。

以上です。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 そういったようなことの普及も市からのPRも含めて、また、お互いの通いの場の情報交換というようなところの情報も提供しながら進めていきたいというふうに思います。

○浅田委員長 関連でありますか。

なければ次の質疑に移ります。

榎橋委員。

○榎橋委員 それでは、施策説明書の43ページの外出支援サービス事業からお願いをいたします。

一般質問でもさせていただいたんですけれども、本当に高齢化が進みまして、長寿命化にもなってきております。ですから、この外出支援サービス事業がふえていくというのは目に見えております。今年も補正予算がありました。今後、この外出支援サービスにつきましてものお考えはどうかをお聞きします。

○浅田委員長 三木次長。

○三木健康福祉部次長兼障害福祉課長 榎橋委員の質問にお答えします。

まず、宍粟市には市内全域を網羅する公共交通機関がございまして、その中で65歳以上の方で真に外出ができない方、また、バス停まで歩行では行けず、バスの利用ができない方、そういった方に対してこの外出支援サービスを使っていただいております。そういう意味ではすごく有効なサービスであると考えております。

しかしながら、御指摘のとおり、高齢化が進む中で65歳以上の方の利用がかなり高くなっているという状況についてはこちらのほうも認識しております。

この事業については、こういった現状から事業全体の見直しの必要性は十分理解した中で、令和元年度についても一定の見直しについては内部では検討しているところでございます。

この外出支援サービス自体がまた高齢者以外にも透析患者、障がい者の支援を行っていること等ありますので、当然市内の公共交通の担当部署、また、ほかの関係部署、そういったところと連携した見直しが必要かなということでは考えておりません。

以上です。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 そうですね、透析もされている人には本当にしっかりと支援をしていただかなきゃいけません。私の知り合いもお元気でしたので、自分で車を運転して、

透析を行っていらっしゃる方も、年々やっぱり高齢になってきましたら、タクシーも利用するようになりまして、そういう方もだんだんとふえてまいります。家族が送迎していたんだけど、家族の方も働かなきゃならなくなって、できなくなったというケースもあつたりしますので、その透析患者の方に本当に全面的支援、障がい者の方にもしっかり支援をしていただかなきゃいけませんけれども、そういうふうにしてだんだんと加算をしてきております。それ以前に、やっぱりバス交通の本当そういうふうに使えたらいいんですけども、使えるのにやっぱりこっちのほうが楽だというふうにして使ってしまったら人もいたりしますし、先日もお話ししたように、やっぱり以前ありましたように、何人かを一緒に同行していただいて、そんな送迎をするという方法も一つとりながらやっていく方向性でもうどんどんどんどんふやしていった方がいいんだというものでもありません。人口も減ってきておりますし、市税も本当に緊迫しておりますので、そういう税のことも、税制のことも考えますと、やっぱりいろいろこれから本当に待たなしで進んでいく、そういう状況を見ながら、ここでしっかりともう先のことを見ながら考えていかなきゃいけない、負担も少しは講じていただかなきゃいけないこともあるかもわかりませんが、全員に行き届くようなやっぱり支援をしていくためにはそれも必要かなと思ったり、苦渋の決断をしなければいけないこともありますけれども、そういうことを本当にしっかりとこれからの実態がどうなっていくのかというのはしっかりと見据えた上で、本当にここでしっかりとまたサービスの提供を考えていくという、そういう思いもおありなのか、ちょっとお聞かせください。

○浅田委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 外出支援サービスの件につきまして、委員のほうから一般質問でも質問していただいておりますので、そのときにも少しお答えをさせていただきましたが、ただいま委員のほうの御質問にあつたような内容、我々も問題として捉えております。やはりこれは真に外出が困難な方のためには必要なそういう支援であるということは十分捉えております。そういう中でやはりこれを持続可能な制度として維持していくためには現状のままでいいのかなという、そういうことではなかつたかと思うんです。そういうことも踏まえまして、先ほど次長のほうもお答えをさせていただきましたが、公共交通のことであるとか、また、かけがえのないこの手段となっております人工透析の方の支援、それらも含めた包括的な部分できっちり協議を進めていく中で今言っていただきました負担の部分も合わせまして持続可能な制度として維持していくための検討を令和2年度から具体的に始めてま

いりたいと、このように考えております。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 しっかり議論していただきまして、こういうふうにするんだという、その方針を打ち出していただければ、早急に、思いますのでよろしくお願いいたします。

○浅田委員長 関連でありますか。

なければ次の質疑に移ります。

飯田委員。

○飯田委員 お願いします。

予算書の68ページにあります、老人福祉費の部分で、18節の負担金補助及び交付金のところでお伺いいたします。

いろいろと補助金があるんですけども、ちょっと細かくて申しわけないんですけども、各補助金の内容説明をお願いしたいと思います。

そして、最後の地域密着型サービス等拠点整備事業補助金、この分につきまして、今後事業化できる見込みについてお伺いしたいと思います。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 まず、1つ目の地域密着型サービス等拠点整備事業補助金でございますけれども、これは小規模多機能型居宅介護施設の整備に係る施設整備の部分と開設準備に係る補助金になっております。

それと、福祉資格の助成金につきましては、この部分につきましては先ほど介護人材のところでも申し上げましたが、福祉の資格を、介護福祉士でありますとか、そういうところの補助金になります。

それと、定期巡回サービス事業者参入促進事業補助金でございますけれども、この部分につきましては。

○浅田委員長 一般会計の68ページ。橋本次長のほうかな。

では、橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 失礼します。

それでは、68ページ、老人福祉費の負担金補助及び交付金につきまして、順に説明をさせていただきます。

社会福祉課担当で3つこの項目であります。

シルバー人材センター運営費補助金、これにつきましては、宍粟市シルバー人材センター、令和2年度活動についての運営費補助であります。

続いて、社会福祉協議会補助金（敬老会事業）、これにつきましては、社会福祉協議会補助金、敬老会の事業実施分として補助交付をするものであります。敬老会自体は自治会と各単位自治会で各単位及び連合のそれぞれの地域で実施していただいております。

3つ目、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金、これは市内にあります118の老人クラブへの補助金として交付するべく予算を計上しております。社会福祉課ではこの3つにつきまして担当し、予算を計上させていただいております。

以上です。

○浅田委員長 ほかの部分も要りますか。地域密着、もう一度要りますか。内容、事業化見込み。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 先ほどは失礼いたしました。

事業化見込みなんですけれども、昨年度まで順次公募を行って、事業者の応募がなかったり、選考に至らなかったりというような状況であったんですが、それ以後につきましても、応募のあった事業者等から次の公募はないのかというような問い合わせがありましたので、引き続き公募のほうには取り組ませていただきたいというふうに思っております。事業化に向けてというところで、来年早々にはその公募をできる状態にしていきたいというふうに思います。

以上です。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 その地域密着型の問い合わせの事業者というのは前年度にもあった同一事業者ですか。

○浅田委員長 小椋課長。

○小椋介護福祉課長 千種で応募のあった事業者と一宮で事業の問い合わせがあった事業者ということです。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 では、シルバー人材センターの運営費ということなんですけども、この運営費の中身というのはどういう状況なのでしょうか。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 シルバー人材センターにつきましては、その財源となりますところは国からの補助金、そして、宍粟市からの補助金、あと、それぞれの会員さんの状況によりまして、また財源等変わってきますけれども、それ

によって人材センター、これは公益社団法人として運営をされております。

そして、支出といいますか、かかる費用につきましては、その会員さんが登録先で働かれるということに対してのかかる経費であったりするものがあります。事業量についてはやはり会員登録と会員登録による国からの補助金が影響を受けるところがあります。あと、事業の実施量によって影響を受けられるところがあります。

そういう中で、公益社団法人という財政運営上、国からの指導等のある中で、収支相償という流れで運営するという決まりでなっておりますので、シルバー人材センターの運営費が破綻することがないように、また、過度な収益とならないように、社団法人としても使命を担いつつ運営するということになっております。

以上です。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 シルバー人材センターの職員の人件費等もそこに含まれておるということで理解してよろしいか。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 この財源がシルバー人材センターの職員そのままに充当されておるかということは、それは全体経費の中ではちょっと不明なんですけれども、その事業費の財源として市からは補助をさせていただいております。

以上です。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 その大枠の中で人材センターが運用していく中での人件費なり、そういうものに充当されておる部分はあるということで理解してよろしいですね。

それと、老人クラブの活動の促進事業の部分で、118老人クラブということなんですけれども、私の記憶が間違いかもしれないんですけれども、市内で老人クラブを解散したというようなところがあったようなことも聞いたことがあるんですけれども、現状、この老人クラブの数について、解散したとかいうような部分があるのでしょうか。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 平成30年度の末におきまして、一宮町北部においてクラブの会員数が少なくなってきた。その少なくなってきたというのは人口そのものが少なくなってきたということと、構成する年代層が85歳以上が主になったということで、単位老人クラブとして活動するのが困難になったということで、その老人クラブとしては解散をしたいと、活動も終了したいということが平成30年

度末に1件ありました。御相談をいただいたときには、活動の継続はできないかという点も含めて、そのときの単位老人クラブ会長と話もさせていただく中、後は自治会の中で高齢者の集会といいますか、集団として自治会の中で貢献したいということで、好意的な、また、町老連、市老連等の会員の中での老人クラブとしては終了したいということでお伺いしてきた経緯があります。

以上です。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 その例を考えますと、要は、自治会で老人が高齢の老人が少なくなって、活動自体ができないということはその自治会自体もはっきり言って自治会としての活動が滞りがちな部分があるんだと思うんです。ということは、その高齢者の方々についてはそういう市の補助ですか、そういうものが受けられない状況に陥ってしまうということになると思うんですけれども、それに対して、それ以外の考え方で何か方策は考えられませんでしたか。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 県の補助事業によるこの老人クラブ活動等の補助金でありますけれども、30人という規定が兵庫県では設けてあり、以前各市内の老人クラブの30名以上の団体の方々でありました。今回の、昨年度の申し出があったところは30人を切ったこと、また、高齢であることということがあり、30人の中での県補助といいますか、従来の老人クラブはもうできないということだったんですけれども、そういうことも含めて、宍粟市では令和元年度より小規模老人クラブの活動補助金ということのを設けまして、10人から29人までの団体につきましても補助をさせていただくということで制度を設けて、そのことも含めて御説明もさせていただきましたが、当該老人クラブについては、もうその補助も利用せずに地域の中で活動するというものでありました。ただ、宍粟市では老人クラブ及び高齢者の団体の集団活動の意義というのは十分承知しており、今後の活動支援であったり、方策等も検討していきたいと思えます。

以上です。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 そういう方策をお考えになっても、なかなかそれが受け入れられない部分があるという部分は理解できましたけれども、やはり事務手続とか、そういうことに関しての煩わしさというものが全面にあるだろうと思うんです。そういう中で考えてみれば、そういう事務手続部分を自治会が担うような形での高齢者の支援と、

少ない単位の、も含めてまた一考いただいて、要は残さない、ひとりも取り残さないというSDGsの考えからしましても、その辺のところはやっぱり考慮していただきたいと思いますので、また検討願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○浅田委員長 橋本次長。

○橋本健康福祉部次長兼社会福祉課長 この新しい市単独の補助制度も現在適用、また、申請された団体がありませんが、この周知を図るとともに、高齢者の皆様の老人クラブの活動等につきましても社会福祉協議会とも連携をとりながら、また、地域づくりの担当する所管課とも調整しながら支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○浅田委員長 では、続いて飯田委員。

○飯田委員 済みません。主要施策の説明書の48ページの自殺対策推進事業につきまして、自殺対策事業の具体説明とその成果目標についてお伺いしたいと思います。

○浅田委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 自殺対策事業の具体の説明とその成果目標についてお答えをさせていただきます。

平成30年度に策定しました自殺対策計画に基づきまして取り組みを進めております。令和2年度は地域におけるネットワークの強化、それから、自殺を支える人材育成、市民への啓発と周知、相談支援の充実を重点的な取り組みとしております。

成果目標についてなんですけれども、計画の目標としましては、自殺率の低下、すなわち自殺死亡者の減少になるわけなんですけれども、これにつきましてはなかなか短期間で成果が出るというものではございませんので、何年か単位で見ていく必要があるというふうに考えております。

その中で、取り組みの中の成果目標としましては、先ほど重点的な取り組みということで説明をさせていただきましたけれども、ネットワークへの参加機関の数の増加やゲートキーパー研修を受けた人の増加、また、アンケート、研修を受けた方にとらせていただくアンケートの中で、自殺対策の理解が深まったというふうに答えた方の割合の増加というようなものをあげさせていただいております。

以上です。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 その成果目標って、こんなおこがましいことを聞いてしまったわけなんですけれども、実際、おっしゃったとおり、これを成果目標とあげて、具体的にあげるといって自体がなかなか難しいところだと思うんですけれども、数字であら

わす、これも難しいところだと思います。今おっしゃった、ネットワークの強化なり、そういうところの部分を引き続ききちっと進めていただいて、目に見えた効果があらわれてくるというのは、そこはまたある意味数字が出てくると思うので、その辺のところを期待してお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。その辺、もう一度お願いします。

○浅田委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 ありがとうございます。なかなか取り組みをしてすぐに成果が出ないもどかしさというものはあるんですけども、ただ、いろいろな取り組みをさせていただく中で、そういう周知活動などを期待しているというような住民からの御意見などもお聞きする機会も時々あって、ああ、こういう取り組み一つ一つの積み重ねというのが大事なんだなというふうに思っておりますので、少しずつではありますがありますけれども、市民の皆さんにこの取り組みが広がっていくような形で取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○浅田委員長 関連でありますか。

なければ次の質疑に移ります。

神吉委員。

○神吉委員 私のほうからは46ページ、おもちゃ図書館事業のところでお伺いします。

令和2年に行われるこの事業なんですけど、140万円の木製の玩具を購入するということですが、この事業内容としては備品代のみなのかということをお尋ねします。運営費などはかからないのかということと、もう一点は、貸し出しに関してなんですけど、市内団体への木製玩具貸し出しとなっております。これを学校園所になるんですが、ほかの3センター、山崎、一宮、千種、このセンターへの貸し出しも含まれているものなのでしょうか。

以上、お伺いします。

○浅田委員長 藤井課長。

○藤井波賀保健福祉課長 おもちゃ図書館事業についての質疑にお答えをさせていただきます。

今回予算に計上しております費用としましては、おもちゃ図書館事業用の木製玩具の購入費用で、中身は備品購入費のみとなっております。

このおもちゃ図書館事業につきましては、その運営は子育て支援センターが通常の業務として行っておりますので、おもちゃ図書館用の別途の費用ということではかかってきません。

それから、この木製玩具は今回波賀子育て支援センターに整備をしますが、学校、園所のほか、おっしゃられていただいたように、他の3カ所の子育て支援センターでの利用も可能でございます。

以上です。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 利用可能ということは運搬してそれをいろいろなところへ貸し出すという意味ですね。それで、この15人と書いてある利用者数という、毎回15人ほどですというのは、これは波賀に関してのことですか。

○浅田委員長 藤井課長。

○藤井波賀保健福祉課長 今回事業に係る数値目標のところは波賀子育て支援センターでのおもちゃ図書館の利用者数、1日当たり、1回当たりの人数を計上させていただいております。

以上です。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 もう一度金額のほうへいきますが、140万円分の木製玩具、かなりの量なのかもしれないんですけども、これを1会場のみで保管しておいて、そこで使っていく、それをずっと回していく、そういうイメージをしておけばいいんですか。

○浅田委員長 藤井課長。

○藤井波賀保健福祉課長 通常は波賀の子育て支援センターに保管して、波賀のおもちゃ図書館の日に出して御利用をいただくと。それから、期間を予約していただいて、学校、園所とか、他の子育て支援センターでそちらに運搬してそれぞれの会場で利用していただくというような使用方法を考えております。

○浅田委員長 よろしいか。

では、次の質疑。

宮元委員。

○宮元委員 それじゃあ、主要施策44ページ、小児インフルエンザ予防接種助成事業について質疑いたします。

子育て支援施策として、接種1回につきの助成額は他の自治体と比較し、この助成額は1,000円なんですけれども、他の自治体と比較し適切なのか、質問いたします。

○浅田委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 小児インフルエンザの予防接種の助成額が他の自治体と比較し

て適切かどうかという御質問にお答えをさせていただきます。

なかなかこの額が適正かどうかという判断をどの部分でするかというところが非常に難しいところではあります。昨年6月の時点で県が調査されたものになるんですけども、兵庫県内で小児のインフルエンザの予防接種に助成制度を設けている市町は41市町中15市町です。そのうち、中学生まで助成している市町が8市町、残りの7市町が小学生以下というふうになっております。

そのような県内の市町の助成を参考にさせていただきながら、宍粟市でどのような助成が可能かという検討させていただきました中で、乳児医療の無償化が18歳まで拡大した状況、それから、またこの予防接種の助成というのが単年で終わるものではない、継続をしていく必要があるものというような観点から、いろいろと検討させていただきました結果、1回につき1,000円の助成ということでさせていただきました。今後は接種状況や実際の接種費用、それから、保護者の方の御意見などを聞いていきながら、助成内容について見直しが必要になってくるのではないかと、いうふうには考えております。

以上です。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 今後いろいろと検討して、この事業を新規で立ち上げるにも検討していただいて、今後継続事業としても、事業として検討されるということだったんですけども、この事業内容として対象回数、この見込みが13歳未満やったら45%とか、中学生やったら40%、高校生だったら30%のような、こういった接種見込みを計算されているわけなんですけれども、できるだけ周知していただいて、この目標の数値、割合、これを上げるためにはどのような考えをお持ちでしょうか。

○浅田委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 なかなか任意接種であるというところで、接種を推奨するところがなかなかできないという難しい部分もあるんですが、この制度を創設をさせていただいた以上、周知はきっちりさせていただきたいというふうに考えております。いろんな機関に協力をいただきながら周知をさせていただかなければならないと思っております。今担当課として考えておりますのが、乳児医療の証を対象者の方に全員郵送されるときに、今年、こういう制度が始まりますという、ちょっと時期が若干ずれるのではあるのですが、一緒に御案内を入れていただく。あと、協力が可能であれば、学校、園所等、そういう周知に協力していただけるようであれば、そのような周知、あとはもう広報、アプリ、それから、しそチャンネル等、

いろいろな媒体を通じての周知をさせていただくということになります。

以上です。

○浅田委員長 よろしいですか。

関連でありますか。ないですか。

そうしたら、大久保委員からの質疑の回答がわかりますか。

三木次長。

○三木健康福祉部次長兼障害福祉課長 済みません、差額につきましては、先ほど申し上げました、要約筆記の部分で少し70万6,000円ほどこちらのほうには入っていきまして、あとあがっていない部分が、旅費の部分がこの部分にはあがっていません。あと、手当の部分ではあがっていない部分がありまして、その11万5,000円ですか、その差額が出ています。

○浅田委員長 よろしいですか。

ほかに質疑。

飯田委員。

○飯田委員 国保診療所のことについてお伺いしたいんですけども、次年度の波賀、千種診療所の運営方針でありますとか、その部分についての予算の考え方をちょっとお伺いしたい。それに合わせて昨年から話がいろいろ出ています一宮北部の医療に関しての考え方をもう一度整理していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○浅田委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 国保診療所につきましては、まず千種につきましては従来どおりの千種圏域を含め北部医療の医療を担っていただくという、今の体系で進めてまいります。

また、波賀につきましては、昨年度から常勤の医師が不在となって、週2日でスタートしまして、現在週3日、火曜日、水曜日、木曜日の午前中ということで総合病院のほうから医師を派遣して診察に当たっていただいております。この体制、何とか今定着をしておるような状況でございますが、今後も様子を見ながら、総合病院の様子、医師の派遣のほうもお願いしつつ、もう少し充実できたらなというふうな思いも持っておりますが、総合病院のほうも医師がまだあのような状況でございますので何とか現状で北部医療を担っていただきたいと考えております。

それから、一宮北部の件につきましては、委員のほうからこれまで一般質問もしていただいております。私も前回できれば新年度に調査費をとということで答弁をさ

せていただいております。このことにつきましては予算の段階でいろいろと議論をしておりまして、少しまだ医師の部分がきっちりした体制が確約できない状況で予算計上するのがどうかなというようなことで内部で協議をしまして、ちょうど今総合病院の基本構想のほうも議論をしておるところでございますので、そういったところのもう少し具体の議論を踏まえた上で、できましたら、令和2年度の補正予算でこの調査費をあげさせていただきたいという思いの中で、今回当初予算には計上いたしておりません。

ただ、これにつきましては総合病院の院長のほうからも何とかそのことについては具体の議論も必要だなというようなこともコメントをいただいておりますので、総合病院も含めて、また医師会等も含めて議論をした上で令和2年度中に具体的な予算が計上できるような方向に持っていきたいと、このように考えております。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 おっしゃったことは理解できます。総合病院との連携というものは本当に大切なところなのです。波賀の回数もよく午前中というものの、これ以上の充実を図る部分と、一宮北部の部分についてできるだけ理解が得られる方向で検討をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○浅田委員長 ほかに質疑はありますか。

大久保委員。

○大久保委員 もう一点、残っていたんです。

○浅田委員長 三木次長。

○三木健康福祉部次長兼障害福祉課長 済みません。補助金の部分につきましては、令和元年度で見積もりをした際に地域活動支援事業費の補助金といって国と県でそれぞれ交付があるんですけども、全体事業が枠というか、若干減らされる場合があります、通常は2分の1と4分の1があるんですけども、地域活動補助金の該当事業になりますので、これは国庫、市町のほうで独自で必要に応じてする事業の分の補助金ということになっていますので、その減らされる分を若干減らして計上していた関係でその差が出ているんじゃないかなということで考えております。

○浅田委員長 よろしいか。

ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○浅田委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これで健康福祉部に対する審査を終了いたします。

職員の皆さん、ありがとうございました。

午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 54 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○浅田委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

産業部及び農業委員会事務局の皆さん、よろしくお願いします。

まず、職員の方をお願いします。答弁は自席で着席したままでお願いします。答弁する職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。事務局でマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯したらマイクを近づけて発言してください。なお、答弁は質疑に対して的確に整理して簡潔に行ってください。

それでは産業部、農業委員会事務局に係る審査を始めます。

資料につきましてはあらかじめ目を通していただいておりますので、必要な部分についてのみ最初に部長より簡略に説明願います。

名畑部長。

○名畑産業部長 失礼いたします。私からは、令和 2 年度産業部関係の予算の概要につきまして御説明させていただきます。

令和 2 年度は平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧業務が最終局面を迎えており、年度内の完了を目指すとともに、宍粟市地域創生総合戦略の定住促進重点戦略に掲げる 4 本の柱のうち、産業部が原動力となって推進する住む、働く、町の魅力の分野でこれまでに構築してきた制度や仕組みをフル活用することを念頭に予算編成に着手いたしました。

重点的な主な取り組みでは、まず、住むの分野では、集落、地域の活性化と宍粟市への移住支援への取り組みとして、空き家の活用による移住・定住の促進を図ってまいります。

働く分野では、雇用の創出と就職支援への取り組みとして、森林整備の促進、農林業の担い手育成支援、起業家支援の推進、就労相談支援の充実、農林商工振興事業の推進を実施してまいります。

また、町の魅力分野では選ばれるまちづくりへの取り組みとして、宍粟市の情報発信の推進、観光資源の魅力向上、観光振興に向けた推進体制の強化など、これら 3 点の重点戦略に具体的に取り組むため、各種主要施策を積極的に展開すべく予算

編成を行っております。

特筆すべき歳入といたしましては、元年度から譲与が始まった森林環境譲与税につきまして、国の準備金を財源として譲与税の前倒しがあり、当初の予定より大幅に増額され、6,000万円増の1億1,400万円を見込んでおります。

一方、歳出では、森林環境譲与税を活用した事業費の増などにより、産業部関係の農林水産業費総額は、昨年より4ポイント増の10億4,418万8,000円となっております。

また、商工費では、プレミアム商品券事業が終了したことにより、歳出総額は昨年より21ポイント減の7億3,304万8,000円となっております。

最後に、現在新型コロナウイルスが発生し、地球規模で対策に取り組む大きな問題となっております。宍粟市におきましても、市民生活や地域経済に影響が出ており、市としても喫緊の重要課題となっております。病原体自体の研究がまだ十分ではない状況であり、不透明な部分が非常に多岐にわたっておりますが、可能な限りの現状分析と状況に応じた迅速な対応が必要であり、産業分野におきましてもそのような考えのもと、対策を進めてまいりたいと考えております。

以上、概要を説明させていただきました。

○浅田委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、通告がある委員から順次質疑を行います。

大久保委員。

○大久保委員 失礼します。予算書の112ページなんですけれども、112ページにあります、起業家支援助成金、令和2年度予算が2,300万円計上されているんですけれども、その根拠、ないしは、何人ぐらいの起業家支援を予定しているのか、お伺いいたします。

○浅田委員長 続けてもう一つ。

○大久保委員 続きまして、中小企業奨学金返済支援補助金、これは9万円なんですけど、9万円計上されているんですけれども、人数でいえば3人、この3人の予算の根拠を説明ください。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 それでは、私のほうから回答させていただきます。

まず、起業家支援条例に基づく補助金なんですけども、開業する年度に限る費用として店舗の建築や設備を導入される費用等を補助していますが、それ以外に販路

拡大に関する補助につきましては開業の翌年度に、開業場所、借りる方の場合には、開業から2年間の家賃補助などの制度があります。

令和2年度は新規の起業者を6名から8名程度と今想定をしております、新規起業者分として1,800万円余り、あと平成30年度に起業されました方、15名中家賃補助が8名で76万6,000円、あと令和元年度起業者のうち、家賃補助と販路拡大の費用が9名、411万円と見積もり、合計2,300万円を予算計上させていただいております。

続きまして、中小企業奨学金返済支援事業補助金なんですけども、この市の制度は平成30年度から施行している制度で、県の雇用開発協会の奨学金返済支援制度事業の補助金交付決定を受けた方が対象となる制度でございます。補助期間は対象従業員1人につき最長5年間のものとなっております。

この1人3万円、9万円の根拠なんですけども、雇用開発協会の補助自体が従業員の返済額の3分の1、あるいは、事業者が負担した額の2分の1の少ないほうの額で上限6万円を補助する制度となっております。

そこに市の補助が事業者が負担されました額に雇用開発協会が補助しておりますので、それを差し引いた額の2分の1を補助する制度としておりますので、1人当たりの上限が3万円となります。現在2人制度を利用されている方がいらっしゃいますので、その2名の方が引き続きされるであろうということと、もう1名分ということで3名分、合計9万円を今予算計上させていただいております。

○浅田委員長 大久保委員。

○大久保委員 この中小企業奨学金返済支援補助金のほうは今の説明であれば兵庫県雇用開発協会の中小企業就業者確保支援事業の交付決定を受けた企業ということで、ということはある程度数も読めるというふうな理解でよろしいですか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 県の雇用開発協会のほうに申請をされてということになりますので、その場合に従業員の奨学金返済負担軽減制度というものをその会社が導入されていないとだめなものになっております。それが今雇用開発協会が把握されている限りなんですけども、宍粟市で今4社を確認されております。実際にはまだ届けをされていないというところもあるかもしれませんが、その4社で今1社が使われておるんですけども、そこもあわせてみればある程度推定はできると考えております。

○浅田委員長 大久保委員。

○大久保委員 起業家支援助成金のほうも今課長のほうから説明がありましたように、ある程度、数字的にも見えてくるということで、この2,300万円の根拠というんですか、2,300万円という数字があがってきたと、ある程度さっきの数字も、求める企業、人もある程度読めてくるという理解でこの数字になったという理解でよろしいですか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 実際令和2年度になってからまた相談等をされる方もいらっしゃると思いますが、現時点で想定としてある程度世に出す人数、額がこの額となっております。

○浅田委員長 よろしいか。

関連で、飯田委員。

○飯田委員 済みません、その起業家支援の助成金なんですけども、起業家支援を受けて一定家賃補助も受けたりとかいう部分で、じゃあ、その事業を起こした部分についての実績報告を求めるとか、その実態を調査するとか、そういうようなことについて担当課としてやっておられるのか、また、そういう要綱があるのか、お伺いします。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 起業家支援の条例の中で、済みません、ちょっと今何条かが言えないんですけども、調査等を求めることができるとはなっております。実態調査も一定しておるところもあるんですけども、具体的に実績報告として書面を求めたというところまではできていない部分もあります。いろいろとある中で、今後、そこら辺についてはしっかりとしていきたいと今思っております。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 税を投入するわけですので、やっぱり市民への説明責任ということもありますので、その辺のところはきちっとした報告ができるように残していってもらうということが必要かと思うので、その辺のところを一考していただきたいと思うんですけども。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 去年の10月ぐらいから緊急のアンケート等もとったり、家賃補助を受けておられる方に対して、その領収なり、あと電気代、水道代との確認等もさせていただいたりもしておりますので、今後とも継続していきたいと思っております。

○浅田委員長 よろしいか。

それでは、次の質疑に移ります。

大久保委員。

○大久保委員 次は主要施策59ページの産業立地促進事業についてお尋ねします。

この産業立地促進事業、令和2年度の予算が6,573万4,000円となっているんですけども、この財源は市の単費だと思うんですが、その6,573万4,000円になった根拠をお伺いいたします。

それと、本会議でも部長が答弁されていたと思うんですけども、この事業効果というところで、これだけの単費を使った事業効果のことが本会議の中でも議論されていたと思うんですが、いろんな条件を変えることによってこの6,573万4,000円、令和2年度のこれがもっと生きるんじゃないかと、もっと大きな効果を生み出すんじゃないかというふうに思うんですけども、そこら辺の検討もされた上でこの数字になったのかということをお伺いします。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 まず、予算の6,573万4,000円の根拠なんですけども、これは産業立地促進条例に基づく助成金として、現在までに指定している事業者さんの来年度助成予定額の積み上げがこの額となっております。

対象事業者は、平成27年度に指定した事業者から、今年度創業予定の事業者まで、助成対象となる事業者は14社になってございます。

あと、財源は全て市の単費となっております。

続きまして、大きな経済効果を生み出す検討の部分なんですけども、質問の中に中国縦貫自動車道路周辺のこともあったんですけども、この周辺は都市計画法に基づく用途地域が指定されておる箇所になっておりまして、その規制や制限の撤廃ということが質問されているのだと思われま。

用途指定は建設部のほうで所管しているものにはなるんですけども、住宅地の環境保護なり、用途の混在化と防ぐために必要なものであると認識をしておりますので、この企業立地だけに限定した変更、撤廃という検討は現在のところいたしておりません。

○浅田委員長 大久保委員。

○大久保委員 この企業立地の単費の6,573万4,000円という大きな財源を使っての産業立地の事業なので、より効果的にするためにもこの数字がもっと生きてくるためにするというんですか、今現在宍粟市でも商工業の数字的な落ち込みも、非常に冷

え込みも大きいわけなので、より効果のある形にもって行っていただきたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 より効果的になるように事業者ともいろいろお話をする中で進めていきたいと思えます。

○浅田委員長 続いて、飯田委員。

○飯田委員 同じくそのところでお願いします。

各種助成金が出されておるわけですけれども、それに関して先ほども申しましたけれども、起業家支援のところでも申しましたが、この企業の実態調査、そういうことをされておるのか、また、この事業の経済効果額についてどういうふうに判断しておられるのか、その辺が数字としてあらわされるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 まず、助成金に関する実態調査の有無と内容の部分なんですけれども、この産業立地促進条例に基づく助成金としましては、用地取得、建物、機械設備の取得、あと、上下水道の使用料とか、あと雇用奨励などの助成がございます。

助成金の申請時に土地であれば登記簿謄本だったり、あと、支払いされた領収書など、書類確認のみで問題のないものももちろんございますが、建物設備取得費や雇用助成などについては書類で確認した上で現在現地での調査を実施させていただいております。現地での調査の内容は取得した機械や設備として申請されているものが申請のとおり配置等されておるかどうか、あと雇用助成対象者の場合でありますと、タイムカード等の状況とか、あと勤務状況を目視で確認させていただくなどという実態の調査を今させていただいております。

あと、事業の経済効果のほうなんですけれども、資料請求のあったところに今、これは助成額の一覧が大きく載っておるもので、その下に経済波及効果のほうがちょっと採用はさせていただいております。

あと、本会議のときに部長のほうから答弁いたしております経済効果としては、市税に関する経済効果もございます。指定事業者さんに対する助成金と課税免除しておりますけれども、その公費投入額、助成した金額に関しましては、大体年5から7%ぐらいの税収として返ってくると今見ております。

あと、経済波及効果で、この表に書いておりますものは、総務省が公表されてお

ります産業連関表による簡易計算ツールに基づいた試算となっております。今年度74億円余りの経済波及効果があると算定をしておりますが、この額が実際にその効果としてどうなのかという部分があるとは思いますが。

あと、ここに算定されないものとして従業員等の市内での経済活動とかが加算される部分もあります。税収の部分で見ても、いろいろ事業者さんによって異なる部分もありますので、この条例改正されてから一定期間たった中でいろいろと検証のほうもしていきたいと思っております。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 ありがとうございます。この中でやはり新規雇用の部分の割り当てというんですか、そこはあると思うんですけども、そういうことについての指導とかが入ったようなことはあるのでしょうか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 一番最初、事業の認定申請をされるに当たって、この条例自体が投下額は幾らか、雇用される人数が幾らかによって助成する内容も変わってくる中で、事前にいろいろとヒアリング等々をさせていただく中、人数のほうを確認をさせていただいております。申請の中で雇用人数について、例えば足りないんじゃないかとか、そういうことは今での事例としてはございませんでした。

○浅田委員長 よろしいか。

関連でありますか。

なければ、次の質疑に移ります。

大久保委員。

○大久保委員 主要施策62ページ、林業担い手確保事業について質疑します。

令和2年度1,752万4,000円という予算が林業担い手確保事業にあがっているわけなんですけれども、この予算の根拠、何社ぐらいが対象となって、どういうふうにご利用されていくのかということからこの数字が出ていると思うんですけれども、あわせて御説明ください。

それと、この本予算、一般財源となっているわけなんですけれども、この一般財源と森林環境譲与税の関係、流れを御説明ください。よろしく申し上げます。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 林業担い手確保事業の令和2年度の1,752万4,000円の予算根拠につきましてお答えさせていただきます。

これには3つの事業がございます、まず1つ目が起業から5年以内の新規林業

事業体への支援策としまして、雇用経費の一部を支援する、新規事業体育成支援事業というものがございます。これにつきましては4社で雇用者9名ということで今722万4,000円で計上させていただいております。

続きまして、林業機械の初期投資に必要な経費を一部支援する施策としまして、新規事業体林業機械支援事業というものがございますけども、これにつきましては4社で、購入補助としまして3台、それから、リース2件で合わせて870万円を計上しております。

この2つにつきましては、新規で林業事業体向けの支援策として今後より一層森林整備のほうを早急に進めるために新たな雇用施策として平成29年度に打ち出しておる施策となっております。

それからあと、最後に起業してから5年を超える既存の林業事業体様向けの事業としまして、全国の森林組合連合会というものが緑の雇用事業というものを実施しております。これについては林業就業経験が2年未満の従業員の方が雇用中に研修された期間、その研修期間の実損部分を補填するという制度が緑の雇用事業というもので、その上乘せ補助としまして、林業担い手育成対策事業というもので6社で、雇用者としましては10名からの御要望を受け取りまして160万円を計上しております。3つ合わせて合計1,752万4,000円の予算を計上しております。

これの最後につきましても同様に森林整備を急ぐために、今後の既存事業体の事業拡大を目指してそういった制度を設けております。

それから、森林環境譲与税との関係なんですけども、さきに言いました新規林業事業体様向けの支援策2件、これを森林環境譲与税の充当事業として1,592万4,000円を計上させていただいております。これにつきましては、一般財源として市のほうに配分されまして、そのまま充当させていただくという予定で考えております。もし余ることがあれば基金のほうに繰り入れするというように考えております。

以上です。

○浅田委員長 大久保委員。

○大久保委員 わかりました。3つの事業の積み上げでこの1,752万4,000円の予算根拠になっていることが理解できましたので終わります。

○浅田委員長 続いて、榎橋委員。

○榎橋委員 私も先ほどと同じ、林業担い手確保事業からお願いをしたいと思います。

この事業はふえつつあるわけでしょうか。本当に宍粟は山がいっぱい、9割を占めているわけですので、しっかりこの事業がもう大きくなっていくことを望むわ

けですけどもいかがでしょう。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 この制度につきましては来年度、起業から5年以内の新規林業事業体様で1社増ということで今支援のほうを御要望されているということで、基本的には今御要望も多々ありまして、かなり支援としては、事業体としてはふえているということで認識しております。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 起業がふえるということはすごい素晴らしいことなんですけれども、もうかっていらっしゃるわけですか。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 我々のほうで林業事業体様から聞いておりますのは、あくまでも素材生産にかかる費用を流木の販売でほぼほぼペイできると。国、県、市からの補助金で、それで山元の還元部分も含めまして、今林業事業体さんとしては利益を上げられているというふうに聞いております。

基本的にはこの林業施策というのは山元への循環型林業というのを目指しておりますので、企業の利益もそうですし、山元への還元というものを含めて我々のほうでは検討しております。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 それは素晴らしいことですよね、両方が成り立っていくということはすごいことなので、本当にこれからもしっかりとその人たちがもとで、またどんどんふえていくという、宍粟には染河内にそういう学校もつくっていただいておりますので、そういう人たちがまた担い手となって頑張っていただけるように御支援のほう、していただきながら、またそういう人たちの、学生さんたちにもしっかりとそういう起業ができるように、そういうセミナーとか、そういうのをもち続けていただいてほしいなと思っているんですけども、その辺はいかがなのでしょう。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 市としましても、ほかの国、県等の行政機関と、それから、民間業者も含めまして、やはり市内の青少年という方々にもやっぱり林業に関心を持っていただく、いわゆる森林環境教育ですね、そういったものもやっぱり今後積極的に進めたいとも考えておりますし、森林大学校でありますとか、あるいは、山崎高校とか、そういった林業の専門学校につきましても連携しながらやはり生徒さんの支援というものを考えていきたいというふうに思っております。

○浅田委員長 よろしいですか。

関連はありますか。

なければ、関連で、飯田委員。

○飯田委員 済みません、今山元への還元というお言葉があったのでちょっとお伺いしたいんですけども、請求資料で生産森林組合の経営支援状況事業の明細をいただいておりますけれども、62組合ある中で28組合がこの交付をされております。市民法人税の2分の1ですか、を補助してもらっておるといことなんですか、残りのところは、要は一定まだ赤字経営にはなっていないという状況なんだというふうに理解するんですけども、こういう山元へ還元できる事業があれば、こういう赤字が少しずつでも解消していける状況にあるのかなと思うんですけども、こういうところへの指導なり、そういう事業指導なりはされておらんのでしょうか。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 各生産森林組合さんにつきましては、かなりやはり赤字経営ということで、それで、やはり山の維持というものが非常に難しいということで、我々のほうでも出前講座等、そういったもので御相談を受けまして、それで林業経営のノウハウとか、その辺、専門ではないんですけども、山の手入れの必要性であるとか、あるいは、もうかる林業のお話とか、そういったものもさせていただいております。

ただ、何分やはり各生産森林組合さんの中でも奥地のほうに山を持っておられたり、あるいは、点在して山を持っておられたりして、なかなか林業経営が成り立たない山をお持ちのところもあります。そういったところもやっぱり今後集約化施策で、かなり広域的な連携する中での森林施策というものでやっていかざるを得ないのかなと思いますので、やはりもっと広域的な自治会単位であるとか、あるいは、もう少し広い枠の中でそういったまたお話をさせていただきたいとは思っております。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 この中を見ていると、本当に千万単位での赤字を抱えておられるところもあります。本当に破産寸前というようなところがあるかと思いますので、やはりこつこつとそういうところを指導して行って、改善していけるように進めていただきたいと思いますのでお願いいたします。

○浅田委員長 よろしいか。

では、次の質疑に移ります。

大久保委員。

○大久保委員 続きますして、主要施策62ページ、里山林整備事業について質疑します。

令和2年度803万6,000円の予算の根拠なんですけれども、令和元年度より当初予算が下がっていて、さらに令和元年度と比べますと、国、県の支出金がなくなっています。こんなことも合わせて令和2年度の803万6,000円の予算の根拠を説明ください。

それと、先ほどと同じなんですけれども、この本予算、一般財源と森林環境譲与税の関係を御説明ください。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 まず、令和2年度の803万6,000円の予算根拠について御説明させていただきます。

これにつきましては2つの事業がございます、市民の方が主体的に広葉樹などの植栽事業に取り組む彩りの森づくり事業というものがございしますが、これに9団体の御要望がありまして780万円、それから、国事業なんですけれども、森林の持つ多面的機能を発揮するために地域が主体的に実施する森林の保全活動でありますとか、あるいは、山村の活性化を図るための取り組みとしまして、森林山村多面的発揮対策交付金という事業がございます。これにつきましては国事業なんですけれども、市のほうでは8分の1の負担金ということで23万6,000円というものを合わせた予算計上で803万6,000円を計上させていただいております。

国、県の支出がないということなんですけれども、これにつきましては、やはり県の補助施策であるとか、国の補助施策、やっぱり採択要件の中でやっぱり箇所数がかなり限られておりまして、なかなか市のほうで要望をあげさせていただいても採択されないという事情がありまして、市の単独に里山整備、そちらのほうで譲与税を活用した里山整備事業ということで今計上させていただいているというところで

彩りの森づくり事業の780万円というものが森林環境譲与税を充当する事業として予定しております。

以上でございます。

○浅田委員長 大久保委員。

○大久保委員 ありがとうございます。この国、県のほうは採択要件にも当てはまらなかったということと、2つの事業の積み上げでこの803万6,000円の数字になったということで、理解できましたので終わります。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 私も同じところで、里山林の整備事業のところですが、この補助金の780万円の対象のこれは市民主体と書いてありますので市民でしょう。この市民と言われるのはどういう団体なのか、教えてください。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 補助対象で掲げております市民といいますのは、まず、自治会でありますとか、あるいは、各種団体、サークル、NPO等々、そういった団体を対象と考えさせていただいております。

あくまで対象者の方には先ほども申しましたけども、主体的に広葉樹などの植栽をしていただくと、そういったものをものが前提条件になりますのでよろしく願いいたします。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 そこで予算の減額が見られるんですが、国、県に採択されない、これはまた別としまして、この使い勝手のところがわからないのでそこを教えてくださいなんですけれど、先ほどのサークルNPO法人でも大丈夫だということですが、自治会内の有志団体というふうなことでも大丈夫だという、そのサークルという名前が出てきたらそうなのでしょうが、自治会単位で動くということになると、使い勝手が悪いのではないかと想像するんですが、サークルでも大丈夫、近隣の皆さんが集まれば大丈夫、サークルの基準というのはどんなふうになっていますか。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 具体的に言いますと、例えばサークルといいますと有志ですね。例えば、もう里山というか、山に非常に興味を持たれている、例えば地域を限定せずにいろんな集まりの方が、例えば一つの有志団体として里山整備に取り組まれているという例もございます。

先ほどありました自治会で、例えば自治会単位としてやはり地域の環境保全であるとか、景観形成、そういったものを目指すという自治会の思いですね、そういったところでの取り組みということもあったり、やはりいろんな組織の中でこういった里山整備に取り組まれているというところがございます。

○浅田委員長 よろしいか。

関連でありますか。

なければ、次の質疑に移ります。

山下委員。

○山下委員 それでは、主要施策の52ページ、またあるいは、議会請求分の11ページ、新規就農・定住促進事業について質疑をさせていただきたいと思います。

前年度予算に対して約200万円減額しているということなんですけれども、この事業は予定どおり進んでいるのかどうか、進捗状況をまずお尋ね、まず質疑したいと思います。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 新規就農・定住促進事業でございます。進捗状況なんですけれども、平成27年度から新規就農・定住促進事業交付金の奨励金の受給者が4名あります。補助金は農業機械の購入、農業施設の設置、資機材の購入などに使われております。

経営内容につきましては、露地野菜、季節野菜の栽培やブドウ栽培など、行われておりまして、経営規模も合計で約2町5反となっております。

昨年と比べてなんです、昨年は受給予定者が4名おられましたので約400万円予算になっておりますが、この制度は3年間の受給期間がありますので、1名は今年度で終了されます。それから、昨年は1名、新規の予定をしておったんですが、その方が受給対象にならなかったということで、残りの2名の予算を来年度は計上していると、そういう状況になっております。

○浅田委員長 山下委員。

○山下委員 それでは、議員請求資料の11ページの下の段のところなんですけれども、就農・定住促進事業の就農前の研修を受けられた方で、今現在農業経営の継続を計画して波賀町に住まわれている方とか、あるいは、自身が思い描いていた農業の実践は困難と判断して、農業経営の計画はなしというような状況等書いてあるわけですが、これはどういうふうに理解したらいいのか、質疑いたします。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 就農前研修につきましては、宍粟市内に就農・定住を目指していただいて、地域住民とコミュニケーションを図りながら就農・定住のための基礎を学びたい方を対象に営農研修の場として空き家と農地を提供し、募集を行いました。

1名については平成27年4月より研修をされた方が8カ月利用されまして、その後空き家バンクを活用して市内に移住をされておりますが、現在就農はされておられません。

それから、次に平成28年11月より利用されていましたが、就農意欲の低下により

まして、令和元年の5月末で同じく空き家バンクを利用して市内に転居をされております。この方も現在就農はされておられません。そういう状況です。

○浅田委員長 山下委員。

○山下委員 この就農をされていない方ですが、どういったような事情でどういったような支援をされてきたのかということを質疑いたします。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 空き家がある地域の農会のほうで営農の指導の協力をいただいたりしながら就農研修しておられたんですが、最初は就農に対する意欲もあってこっちへ来られていたんですが、そういう研修を実施していく中で、生活をされていく中で就農というところの考え方の熱意が変わってしまいましてやめられたという、そういう状況です。

○浅田委員長 よろしいか。

関連。

飯田委員。

○飯田委員 8カ月という方は結局この就農に係る実績があったかどうかは別として、8カ月間はそこにおられたということは、その補助金があった場合、それについてどういう考え方になっておるのでしょうか。実質は3年間という前縛りがあったと思うんですけども、これについても。補助金はどれだけの支出がされておるのかということをお聞きします。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 就農・定住のほうにつきましては補助金は出ておりません。家賃が安価で活用していただくという、そういう格好で8カ月間利用されました。その中で1年目と2年目については稲作のほうも若干されたということは確認しております。

○浅田委員長 よろしいか。

飯田委員。

○飯田委員 この鹿伏へ転居されたということなんですけども、これも空き家バンクを活用されたということは一定の何か補助が出ておるのかということと、この方はそのまま鹿伏におられるのか、また、どこかにまた移住されておるのか、その辺のところを確認したいと思います。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 移住の状況なんですけども、最初に利用された住居か

らは鹿伏のほうへ転居されまして、その後、3年ほどおられたんですか、その後一宮のほうに転居されている状況です。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 済みません、この場合、転居ごとに定住促進とかいう、空き家バンクとかいう、その部分の一定の補助というものはつくのでしょうか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 今回この方に関しましては、鹿伏に転居されたとき、あと今福知のほうに入られて、一宮のほうに入られておるんですけども、鹿伏のときには補助等一切していない、改修支援とかもしていない状態です。

○浅田委員長 まだありますか。

飯田委員。

○飯田委員 だから、鹿伏から次に移られたんやったら、そのときにはどうなのか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 済みません、ちょっと今詳細な資料を持ち合わせていないので、空き家の改修補助については市外からの転入者、あと市内の転居者でも該当はするので、その方がちょっと御利用されているかどうかはちょっと今資料の持ち合わせがないので今お答えができない状態です。

○浅田委員長 そんなら後ほどお願いします。

では、次、榎橋委員。

○榎橋委員 それでは、同じく52ページなんですけれども、新規就農・定住促進事業で、これは毎年上限100万円の助成をさせていただいて、3年間あるわけなんですけれども、先ほど一人の方が対象外になったという、その理由は何だったんですか。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 当初予定していた1名の方は就農相談にまだ来られて予算化をしていたんですが、そちらの就農には至らなかったのが対象外になったということです。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 以前こういう事業がある中で、来られた方がしっかりとそれを達成できていなかったという例が1例あったような気がするんですけども、最近はそういうのはないんですか。

○浅田委員長 谷本次長。

- 谷本産業部次長兼農業振興課長 先ほどの資料の11ページにもあるんですが、平成27年度から4名の方が利用されていまして、今のところそのまま活用されておられる方がおられます。1年間の間で大体上期に1回、下期に1回程度訪問もさせていただきながら事業の内容の確認なんかもさせていただいております。
- 浅田委員長 榎橋委員。
- 榎橋委員 市内にたくさんいろいろと農業関係でしっかり生計を立てて頑張っている人がいらっしゃるんですけども、その人たちを中心にセミナーを開いたり、それからまた、呼び込みをしたり、そういうことはされていますか。
- 浅田委員長 谷本次長。
- 谷本産業部次長兼農業振興課長 就農後のフォローだと思うんですが、市内の青年クラブ、つちのこクラブさんというのがあるんですが、そちらへの加入紹介だったり、また、つちのこクラブさんにこういう新規の方がありましたというような情報提供させていただきながら交流を図っていただいております。
- 浅田委員長 榎橋委員。
- 榎橋委員 私が住んでいる近くに、青年の方でしっかりとお野菜をつくって頑張っている方がいらっちゃって、そこを通りかかりましたときに、1台のバスがとまっておりまして、何事かなと思ったら、たくさんの方がそちらのハウスのほうに見学に行かれたりしておりました。そういうことは市としての呼び込みがあったのかなのでしょうか。
- 浅田委員長 谷本次長。
- 谷本産業部次長兼農業振興課長 そちらの事業は多分青年クラブの方が市内で専業で農業を行っておられる方同士で情報交換の場であったり、そういうことをされておられると思いますので、そこにはタッチしておりません。
- 浅田委員長 榎橋委員。
- 榎橋委員 今後本当に農業される方も若者でだんだん少なくなってまいりました。もうからないからやっぱりできないんだという話も聞きますので、市内の方にしっかりまたノウハウを聞きながら、どういうふうにしたらもうかるのか、たくさんそういう方がふえていかないと、これから先、明るさがないなと思ったりするので、そういう施策、しっかりと市として頑張っていたいただければと思ったりするんですが、いかがですか。
- 浅田委員長 谷本次長。
- 谷本産業部次長兼農業振興課長 先ほどの視察のほうには関与はしていないんです

が、年に1回程度この庁舎のほうで市長も交えまして意見交換の場なんかは持っております。

○浅田委員長 よろしいですか。

では、次の質疑に移ります。

山下委員。

○山下委員 それでは、主要施策説明書の58ページ、移住・定住支援事業、これについて質疑をさせていただきたいと思います。

このほとんどの自治体で空き家バンクにおける登録が行われているわけですが、宍粟市独自の工夫等にはどのようなものがあるのかということと、前年度に比べて265万1,000円、令和2年度の予算が増加しておるわけですけれども、そしてまた、その中で市内空き家のさらなる登録を促進し、空き家の解消及び地域の活性化につなげるというふうにあるわけですが、令和2年度の新たな施策というものを事例等を用いて具体的に説明をしていただけたらと思うのですが、どうでしょうか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 まず、空き家バンクの独自の工夫の部分なんですけども、現在空き家バンクは多くの自治体で運営をされてきておる中、最初は独自の取り組み、工夫をしておったことでも、現在は多くの自治体で同様の取り組みをされている事例がございます。宍粟市では、平成22年度から制度を開始しておりまして、平成28年度には農地つき空き家の取り組みを県下で最も早く開始しております。

全国のモデルケースとして紹介されるなど、早い段階から空き家の利活用に取り組んでおりまして、物件の登録数、制約数とも全国においてもトップクラスの数値となっております。

それ以外ですと、空き家の改修支援事業、あと、空き家の片づけに係る支援事業、あと定住コーディネーターの設置なども、どちらかといえばいち早く取り組んできたほうになってございます。

あと近隣の市町にない取り組みといたしましては、空き家の見学を希望される方に対しまして、その方の希望に合わせて土日とか、祭日等の案内対応を初め、近隣にはないそういう取り組みも実施してございます。

続きまして、具体的な説明なんですけども、令和2年度から新たな事業を具体的に取り組むというよりは今までの事業を継続していくのですけども、空き家の改修、地域の活性化につながる上で具体的な説明としましては、平成30年度に空き家調査を実施しておりますので、その中で空き家の所有者を一定把握しております。その

所有者に対して空き家バンクへの登録案内文書を送付したり、あと固定資産税の納税通知書の裏面に空き家バンクの紹介をさせていただいたりということをしております。

あと市外の空き家所有者にもそこら辺の制度が周知できるように取り組みを行っております。

あと山崎町と千草町のほうで空き家バンクを利用して取得された民家を改修して、古民家カフェを開業されている方もいらっしゃいます。地域のにぎわいのある場所を提供していただいておりますなど、地域の活性化につながっておる具体的な事例だと思っております。

○浅田委員長 山下委員。

○山下委員 一つ御説明していただいた中で再質疑したいと思うんですけれども、今現在、市外に出られている方の市外の空き家所有者も周知をしておられるというふうに御説明されていたんですが、どういう形で周知をされているのか、質疑いたします。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 空き家調査をした結果、この空き家が誰の持ち物だということは判明しておりますので、その方に空き家バンクの、有効に活用できる空き家の場合には空き家バンクに登録どうですかというような文書は送っておりますのと、市外に出られておられますも、いわゆる固定資産税はかかってくるので納税通知書が送られます。納税通知書、税務課の封筒の裏面に空き家バンクの案内等を印刷したものを使っていただいておりますので、それで一定周知はできていると思っております。

○浅田委員長 山下委員。

○山下委員 市外に家族全員で出られている方から以前御相談があったわけなんですけれども、有効に活用できる空き家以外にもそういった所有者への周知というのはしてくださっているわけなんですね、質疑いたします。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 平成30年度に調査して、あと有効に活用できるというよりはもうちょっと危険というか、危ないような空き家というのも実際ございますので、その方に関しましては、今まで地元からの情報提供とかがないとその方への所有者を探して、適正管理の依頼とかはできていない部分もあったんですけど、今回、平成30年度に空き家等対策計画も策定した中で、令和元年度から積極的にそういう

部分についても適正管理を依頼していくように思っております。

○浅田委員長 よろしいか。

山下委員。

○山下委員 わかりました。それ以外はそんなら適正管理の依頼ときちっとした説明等、お願いしたいなと思います。

以上です。

○浅田委員長 続いて、榎橋委員。

○榎橋委員 私も同じところでございますけれども、この移住・定住支援事業では、ここ一、二年の間の移住者は何人だったんですか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 ここ一、二年ということなんですけれども、空き家バンク制度、あと森林の家づくり応援事業を活用しての移住者につきましては、平成29年度が26世帯61名、平成30年度が34世帯99名となっております。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 かなりいらっしゃるんですね、あるんですね。かなり人口がどんどんどんどん減っていついていまして、これはありがたいなと思っておりますが、いち早くこの取り組みをしたという宍粟市でございますので、本当に素晴らしいことをしていただいているわけでございますが、空き家バンクを利用されてこられた方が家庭菜園をしたいと、農地つきというのは結構あるのでしょうか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 済みません、今実際何件というふうにはちょっと資料を持ち合わせていないんですけれども、一定農地つき、あと農地つきではなくても、空き家バンクでその敷地内にちょっとした畑ができますよとかいうのはございますので、ある程度はあると今思っております。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 農地があったらちょっと畑でもしたいな、多分いらっしゃると思います。丹波篠山市でもこの間新聞に載ってございましたけれども、やっぱり農地がついていて、本当にありがたいなと、本当に自分で野菜をつくって楽しみもあるし、経済的な効果もありますしということで結構ふえているというお話も聞いておりますので、宍粟市も広いです。たくさん土地がありますので、どんどんどんどんそういうところをアピールしていただきながら、この数字がどんどん伸びていって、本当に移住者がふえますようにしっかりとお仕事のほう、よろしくお願ひします。

以上です。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 空き家バンク制度、また農地つき空き家につきましては農業委員会のほうとも連携をしながらしっかりと進めていきたいと思いをします。

○浅田委員長 よろしいですか。

飯田委員。

○飯田委員 同じく移住・定住支援のところでお願いします。

この部分につきましても、いろんな意味で補助金が充当されております。そんな中で、その中身の、先ほど言ったのと同じなんですけれども、その実態の調査をきちっとされているとは思いますが、その内容について伺いすると、この移住・定住で来られた方の定着率、この恐らく補助金が出る以上、来たけどやめましたと、すぐいなくなる方もなきにしもあらずという部分があると思うんですけれども、そういうところの縛りですね。補助金を出した以上、そう簡単にはい、さよならというわけにもなかなかいかないと思うんですけれども、その辺のところの考え方についてお願いします。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 補助金を出した、その実態調査の部分につきましては、先ほどの産業立地と同じような格好にはなるんですけれども、申請書類だけでわかる、例えば登記簿謄本をとっていただいたり、住民票をとっていただいたりということでもわかる部分がありますが、あと提出書類だけでは判断できない部分、特に空き家改修の補助金などの場合につきましては、担当者が現地のほうに赴きまして、適正に工事されているかということについて検査を実施しております。

あと、定着率等の部分なんですけれども、移住・定住の定着率の部分についてはアフターフォローとして、特に空き家バンクの方についてはということになるんですけれども、移住されてきたお宅を順次訪問させていただいておりまして、ほとんどの方が定住されておるという認識で今ございます。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 定着率がほぼ100%であるということについては優秀にしているのかなと思います。改修補助なんかにつきましてもいろんなことがありますので、必ずきちんとした調査をして、説明が果たせるように実態をきちっと報告できる状況をつくっておいてもらいたいというふうに思いますのでお願いします。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 先ほどの補助金等とも合わせまして、しっかりと説明ができるようにしたいと思います。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 それじゃあ、同じく移住・定住支援事業についてお伺いたします。

この事業に係る目標、年間30世帯、これは5年間で150世帯ということなので、年間30世帯になるんですけど、この支援金の説明をお願いします。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 年間目標30世帯に対する支援金なんですけども、これにつきましては森林の家づくり応援事業、これが新築の住宅を取得される場合の支援で、転入者の場合でありますと最大120万円の支援をさせていただきます。この事業で15から20世帯ぐらいの支援を考えております。

あと、空き家バンクの事業で、先ほどからちょっと少し出てるんですけども、改修に上限50万円の支援がございます。この支援で10世帯程度、あと東京圏在住者移住支援事業というのが1世帯100万円の支援があるんですけども、これで1世帯を目標にさせていただいております。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 以前この移住・定住で宍粟材を使った家を建てたりすることによってこういった補助金があるということやったんですけど、今ちょっと変わっているんですか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 宍粟材を使った部分、この令和元年度までは構造材の50%以上を宍粟材が使われた場合に最大、済みません、最大20万円の今補助をさせていただいております。来年度からはそれにあと内装材に使われた場合についても補助をしていく予定としております。今地域材を活用されてる方というのが年間、平成30年度ですと7件、あと令和元年度は2月末現在なんですけども12件ほどございます。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 それじゃあ、もう一つ、先ほどの質問の中で、平成29年は26世帯、平成30年は34世帯とあったんですけども、これは、例えば波賀町から山崎に家を建ててもこれはカウントされているということによろしいんですか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 先ほど確か転入者の人数を言いましたので、波賀から山

崎であればもう転居という扱いになりますので、その中には人数は含まれてございません。

○浅田委員長 よろしいですか。

神吉委員。

○神吉委員 私も同じところなんですけど、この言葉のところでわからなかったの、定住相談窓口設置事業と書いてある、その設置というのは新規の設置事業なのかと感じましたので、そこをお尋ねします。

それと、報酬が222万9,000円、これの詳細と、それから、需要のある地区の空き家を多く登録するための工夫は令和2年度に対してされるのかどうか、ここをまとめてお伺いします。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 主要施策の中にはそういうふうに記載をしておるんですけども、この定住、窓口自体は今年度も実施しておる事業をそのまま引き続き実施していくものになっております。

あと報酬の222万9,000円なんですけども、これにつきましては定住促進コーディネーターの報酬、今年度まで臨時職員さんの賃金だったものが報酬になっております。あと今年度設置して、来年度も開催予定としております、空き家対策協議会の委員の報酬、あわせて222万9,000円となっております。

あと需要のある地区の空き家を多く登録する工夫の部分なんですけども、空き家バンク利用の登録者が希望される空き家というのは、特にどこの地域の物件にその需要があるかということではなくて、空き家の価格、値段だったり、あと間取りや築年数、農地のあるなしのほか、本人がどのような環境の中で暮らしたいかによって物件を探してくれておりますので、どの地域でもそれぞれ一定の需要が今ある状態でございます。

ただ、市内の方で空き家バンクに登録されて探されている方につきましては、山崎地区の需要というのがあるとは思われるんですけども、山崎地区、特に旧町のところの物件について言えば、空き家バンクに登録することなく、通常の不動産売買でも多く取引されている現状がちょっとあるように聞いております。

今空き家を多く登録する工夫としましては、先ほども言っておるんですけども、空き家所有者宛てに空き家バンクに登録を促す文書を送らせていただいとすることはさせていただきます。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 空き家調査が平成30年にされたということです。平成31年度、今年度はそれでもまだふえているようです。私の地区では次々と小さな空き家がどんどんできてきている、これを放っておくと特定空き家というふうになってしまうので、できるだけ早目に人に住んでいただきたいというふうには感じているんです。ただ、それに対しては問題があるので、それに対しての課題があるので進まないというふうにも感じているんですが、これのマッチングというのは恐らく民間でできると言われますが、こちらの空き家バンクの登録者でもするべきだと感じているんです。それに対してはマッチング作業というのは大事になるので、そのコーディネーターの方がこれはお一人やということですね、次年度、令和2年度も。それに対してその仕事量が多くなるんじゃないかとも危惧をするんですが、令和2年度の旧町内の空き家に対してのマッチングというのが必要になるんじゃないかと感じるんですが、そこをどう捉えておられますか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 旧町内に限らずの部分ではあるんですけども、空き家が平成30年度に調査して以降も順次ふえているであろうということは認識はしております。もう一度改めて全市を回って調査というのは、直営でというのはなかなか難しい部分はあるとは思いますが、それぞれの自治会なりからの情報提供なりということもうまく有効活用しながら空き家の実態を把握して行って、その所有者のほうに有効な活用ができるように空き家バンクへの登録等は促していけたらと思っております。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 空き家の登録というのに対しての課題というのは先ほど言わせていただいたように、NPO法人などがその片づけますよというような団体をつくられたりして、今の課題を解決していこうという動きもありますので、それはぜひ活用していただいて、ぜひ空き家の登録をふやしていただきたい。そのことによって回り出すのではないかとこのように感じております。

それから、もう一点のほうは、東京圏の在住者移住支援事業は、これはなぜ東京圏なのかというふうには書いておりますが、これは阪神間ではだめなのか、そこをお尋ねします。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 この支援事業につきましては、国が東京圏の一極集中の是正と地方の担い手不足を解消する目的で創設した事業でございます。それに国、

県、各市町が協力して、令和元年度、今年度から実施しておる事業です。現在、県下35市町が取り組んでおりますが、現在この宍粟市におきましては実績が今ない状態になっております。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 写真のほうで、この事業内容の写真で都市圏での移住相談会、これがそのものかと思うんですが、これは需要が余りないからこういう事業を立ち上げたというふうに捉えるべきなのか、いやいや、需要があるからこうやって事業を興すことによって人が宍粟市にも来てもらえるんだという、どちらを考えればいいですか。どちらと捉えればいいですか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 説明書に今掲載しております写真の都市圏での移住相談会につきましては、一昨年、平成30年度までは東京へも行かせていただいております。昨年度はちょっと東京は行っておらず、大阪までとはなっております。今回この東京圏の移住支援事業につきましては、あくまで東京の一極集中の部分から国が発案をしてずっと回ってきております事業なので、需要があるから東京圏の制度をつくったというよりは、需要をつくるためにつくったというような制度だと認識しております。

○浅田委員長 よろしいか。

続いて、田中一郎委員。

○田中一郎委員 移住・定住支援事業については今たくさん出ましたので、頭が移住・定住でぐるぐるしておりますけど、一つだけせっかく通告書、質疑書を出しておりますので、数字的なことだけもう一回確認させていただきたいと思います。

まず、そこに書いておりますように、転入世帯がP58ページの施策方針には114世帯、1年に22件ほどであるということで、今度の目標が5年間で150で30件ということが書かれておるんですけども、これは当初の目標値とすれば、令和1年度までは何件ぐらいの目標で平成27年出発されたのでしょうか。

○浅田委員長 わかりますか。

西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 確か当初は年間10世帯が目標になっていて、5年間で50世帯にしておったというふうに記憶してございます。実際の空き家バンクの運営が好調な中で、それ以上の大幅な転入もある中で、今回令和2年から6年につきましては150世帯を移住・定住支援事業を活用した、市内的には150世帯を今目標とさせ

ていただいております。

○浅田委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 数字から見ると、この事業は今のところ成功して、順調に伸びているという捉え方させてもらっておきます。

それと、転出と転入と転居世帯の推移をここ去年度ぐらいで結構ですので、わかる範囲内で転出と転入及び転居世帯の推移ということで教えていただきたいんですけど。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 この制度を利用してというよりは自然体の転入、転出、転居という認識でよろしいでしょうか。

○田中一郎委員 はい。

○西岡ひと・はたらく課長 転入、転出の差になる社会増減になるんですけども、それが平成29年度に365人、これは転出超過ということで365人、あと平成30年度が277人、令和元年度が206人というふうに転出超過が続いております。

あと、転居者につきましては、合計の数字から見ましたら、北部の3町から山崎町への転居が多いというふうに見てとれるんですけども、平成28年度が山崎町の転居による人口増が41名、あと平成29年度が52名、平成30年度29名、令和元年度は46名というふうに転居の数は推移しております。

○浅田委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 最後にしますけども、聞き漏らしたかもわかりませんが、2番に質疑しております、森林の家づくり応援事業と、空き家改修支援事業の成果というところを書いてあるで、数値で教えていただきたいんですけど、今年度というんですか、平成31年から令和1年度ではこの事業の実施案件はあったのでしょうか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 森林の家づくり応援事業で令和元年度は現時点ですけども79件の申請がございまして4,650万円の支出をさせていただいております。あと空き家改修支援のほうにつきましては、今年度は16件、746万1,000円を今助成させていただいております。

○田中一郎委員 わかりました、終わります。

○浅田委員長 よろしいですか。

関連でありますか、よろしいですね。

では、次の質疑に移ります。

榎橋委員。

○榎橋委員 それでは、施策説明書の60ページでございます。就職就労活動支援事業でございますけれども、宍粟わくわくステーションのかなり評判がよさそうだという報告をいただいているわけでございますけれども、状況をお聞かせください。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 わくわくステーション、わくステなんですけれども、平成30年7月に開設しまして、今で1年8カ月が経過しております。わくステの認知度も当初に比べて一定上がったようで、今年度2月末現在になるんですけれども、求職の来所者が延べ1,751名、求人企業が延べ162社、あと就職者数は128名となっております。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 宍粟にも結構たくさん会社がありまして、たくさん宍粟のほうにも行っていらっしゃるって、受け入れもすごくいい人が来たとかというお話も聞くわけでございますけれども、両方の満足度も結構あるかなと思ったりしているんですが、なかなか仕事もないという人もふえて、周りにもいらっしゃったりするんですけれども、その辺の整合性みたいな、そのいいところに御判断したりという、そういうのも大変だと思いますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 このわくわくステーションを開設した中で、今委託事業として実施しておりますけれども、その担当の方については一応きめ細かな対応をしていただいております。ハローワークですとそこに求人票があって、それを見て、じゃあ、そこへ行きたいということなら紹介状を書きますよとかいうような状態であると思うんですけれども、例えば面接、ちょっと自信がないわとかいうことであれば面接の練習をさせてもらったりとか、あと履歴書をどう書いたらええのかわからないというふうに、そういう書き方を助言していただいたりとか、あと、一番は本人さんが希望される職種、業種等について一緒にいろいろ考えていたり、あと職場のじゃあ見学会をしますかということで、年に何回かとかではなくて、もうそのために企業さんに頼んで見学をさせていただいたりということを実施していただいております。求職者にとってもその会社、例えば工場だったら工場の雰囲気とかを見た上で就職ができる。企業さん側も実際そういうふうに見学に来ていただいたりとかする中で、どんな感じなのかというのも一定見ることもできる中でそういうお互いの満足度が上がっている部分があるのかなと思っております。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 ここに委託料として1,641万3,000円とあげていただいているんですけども、本当にハローワークさんにはない、本当に丁寧にその人に合ったものをしていただいているということは、この金額が本当に高くないなという感じもするんですけども、その辺はいかがお考えですか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 ちょっと金額の是非の部分というのはなかなか言える部分がないなどは、難しいとは思いますが、今実際相談件数とかも上がってきておる中、今3年間の債務負担で3年契約しておるんですけども、住宅業者のほうもその人員のところ辺でちょっとなかなかしんどいなというような話もあるほど今しっかり来所いただいておりますので、これからはしっかりと対応していただく中でわくステについて皆さんが満足していただけるようにしていけたらなと思っております。

○浅田委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 しっかりと委託をしていただいたところが満足度があるように仕事をいただいているわけでございますけれども、丸投げでなくてまた少しそこを見ながら今後もしっかりやっていただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 市役所の1階に施設もございますので、ずっと頻繁に確認、確認というかチェックという意味ではないにしても、確認はさせていただいておりますのでそこはしっかりとしていきたいと思っております。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 主要施策60ページの就職就労活動支援事業について質疑します。

まず、宍粟市人材カフル活用プラットフォーム推進会議負担金の説明と、また、2つ目に市内3高校との連携事業と地元就職の割合とか、推移とか、わかれば教えてください。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 人材力会議の負担金の説明をさせていただきます。

令和2年度の宍粟市人材カフル活用プラットフォーム推進会議、人材力会議なんですけども358万7,000円を予算計上させていただいております。人材力会議の令和2年度実施事業としましては、実践型インターンシップ推進事業の100万円、あとビ

ジネスマッチングフェアや高等学校への出前授業、出前講座に210万円、あと企業説明会と企業紹介冊子、今年度、わくわく企業図鑑というのをつくりましたが、その関連で180万円、あと地域循環型経済に関する調査研究で10万円の合計500万円が人材力会議として予算化しておるんですけども、この人材力会議の構成団体である宍粟市商工会と西兵庫信用金庫さんからの負担金及びジネスマッチングフェアや企業説明会に出展される企業の出展料を除いた額として358万7,000円を計上させていただきます。

続きまして、市内3高校との連携事業と地元就職の割合、推移のところなんですけども、市内3高校との連携につきましては、従前から企業説明会には参加をさせていただいております。平成30年度より宍粟ビジネスサポートに参加をいただきまして、魅力ある市内企業の製品等を実際に見て、肌で感じていただいております。

今年度はそれに加えて、市内3高校の担当の先生方と一堂に会しまして、意見交換会を2回ほど開催させていただいております。その上で、ビジネスサポートの事前学習という形で各高校を訪問させていただいて、宍粟で暮らすことについて、伊和高校、千種高校はそれぞれの学校のOB、OGの方、山崎高校につきましては、商工会長様のほうにお話をさせていただいております。

また、先ほども申し上げましたが、市内企業を紹介する冊子、わくわく企業図鑑というものを作成して、高校2年生のほうに配布しております。

来年度も先生方との意見交換会を実施するとともに、各学校の意向を尊重しながら、より一層連携した事業を行っていく予定としております。

次に、地元就職の割合なんですけども、平成26年度以降の高校卒業者の就職場所が宍粟市内である割合というのは大体35%から40%強ぐらいで横ばいとなっておりますが、平成30年度の卒業生のみ、30%弱となっております。

ただ、その分は通勤圏内と思われる地域の就職者がふえている状況を確認しております。

あと、地元を離れて通勤圏外の部分に就職する割合というのも25%から30%程度で、ほぼ横ばいの状況ではありますが、地元就職率の上昇にはなかなか今やっている事業が繋がっていない現状がちょっとあるなというふうには今思っております。

ただ、年々就職者数が高校卒業で就職している方がふえているので、地元就職している人数自体はふえているというふうには今確認をしております。

以上です。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 それじゃあ、この負担というのは負担割合みたいなどころ、事業に対してのほかの団体との負担割合ということはわかったんですけども、やはり地元の高校の方、また、今市内3校となっておるんですけども、やはり市外から呼び込むということも大事ななと思うんですけど、そういった計画はあるんでしょうか。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 昨年度、たつので西播磨の高校の就職担当の先生方が西播磨の企業と懇話会をされる場にちょっと参加をさせていただいて、そのときに龍野北高校の先生ともちょっとお話をさせていただいたりとかいうことはしております。

あと、宍粟ビジネスサポートに西信さんも一緒に参加している中で、西信さんの佐用のほうの支店のつながりからなんですけども、佐用高校さんもぜひ参加したいみたいな話もあったりはしたんです。今年度具体的にじゃあ、市外の高校と取り組むということが決まっているわけではないんですけども、いろいろと検討しながらしていけたらとは思っております。

○浅田委員長 よろしいですか。

続いて、田中一郎委員。

○田中一郎委員 これもまたいろいろ出尽くしているところなんですけども、私自身同じように就職、就労活動支援事業、施策方針60ページです。

この事業については、成果はあらわれていると認識しております。それにつきまして進捗率等、目標数値等が出ておりまして、就労定着へ結びつく人数もふえてきていると思っております。その部分で先ほど出てきた分での重複は結構ですので、まずこの数字を見てどう成果として捉えているか、また、何か課題は見つかったか、そうであれば令和2年度へどのように生かしていこうかと、今までの質疑以外で新たに何かあれば教えていただきたいと思えます。

○浅田委員長 西岡課長。

○西岡ひと・はたらく課長 今この目標数値の進捗率を見たときに、平成29年度、30年度と相談件数も就職者数もふえてはいるんですけども、相談件数がすごい割合で伸びている割には就職者数はそこまで伸びていないというのが見てとれる状態になっております。これは、来所されている方がふえる分、一度だけ来所されて、あと全然お見えにならない方だったり、あと何回も来所されていても、最終的にはハロ

ワークさんとか、知人、縁故関係で就職されて、その報告がない方等もいるのではないかというふうに今考えております。

あと逆に今一生懸命、受託者がしてくれている中、来所していただきやすい環境もつくっているの、しっかりと対応する中でどんどんちょっとどうかなというときに来ていただいたりということで相談件数が伸びているのかなということもございます。

わくステとしましては、開設当初から親切丁寧な対応等しておりますし、先ほども言ったような面接の訓練とかもしておる中、特に今課題と言うのは特に今のところないのかなと、あとより一層知名度の向上をしていけたらというふうに思っております。

○浅田委員長 よろしいですか。

では、次の質疑に入ります。

飯田委員。

○飯田委員 それでは、一番前に戻ってしまいますけれども、委員会資料の1ページの2番にあります農業振興の施策方針のところ、農業の担い手の経営発展のために人・農地プランを核とした仕組みづくりを推進して、経営規模の拡大や農地集約につなげるというふうにされておるわけなんですけれども、中山間地の耕作放棄地、この辺の対策も本当に急務、急がれる部分だと思うんですけれども、その辺についての施策がどういうものか、お伺いいたします。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 まず、耕作放棄地全体への対策になるんですが、農業従事者の高齢化や担い手不足によりまして、個々の農家による農業経営、農地保全が困難であるために、耕作放棄地が増加しております。

まず、担い手を確保することが耕作放棄地化の防止対策になるものと考えております。担い手を確保するためには、安定的な農業経営が必要であり、担い手への農業機械整備等の補助や獣害による農産物被害の抑制のための獣害対策事業、効率的な農業経営を行うために、農地の集積、集約を図っていく一つの手法として人・農地プラン策定の推進に取り組んでいます。

また、中山間地に絞った対策としましては、中山間地域等直接支払い交付金事業がありまして、協定農地の維持管理を行っていただくことによりまして、耕作放棄の抑制というところには効果があるものと考えております。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 前々からいろいろと提案もしたりしてきたわけなんですけれども、単に農地を安定させるというための中山間地の支払いの部分がありますけれども、やはり中山間地においても農地の集積ができていく場所とかいう部分に対しての農産物の研究なり、そういうものについてこれまで取り組まれたのか。いろんな場所であるわけなんですけれど、そういうものについてやっていくことによって新たな就農者、また、若い方の就農とかいうふうにつなげていける可能性というものができてくるんじゃないかと思うんですけれども、そういうことについて今後取り組む考えはございますか。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 耕作条件不利地での栽培が可能なものとしまして、山菜を転作奨励作物にするなど、耕作放棄地化の抑制については検討しております。

○浅田委員長 よろしいですか。

では、あと次の多面的部分も。

飯田委員。

○飯田委員 済みません、次は主要施策の53ページの多面的機能支払い交付金事業についてですけれども、現状の組織化の状況についてお伺いするとともに、今後の組織化目標とその可能性についてもお伺いしたいと思います。

○浅田委員長 北本課長。

○北本農地整備課長 失礼します。私のほうから多面的機能支払い交付金事業における現状組織の状況説明と、今後の組織化目標とその可能性についてお答えいたします。

宍粟市における多面的機能支払い交付金事業は、農地・水環境保全管理支払い交付金から継承された事業として平成26年度から30年度までの5カ年を1期目として実施してまいりました。令和元年度から2期目の活動がスタートしまして、令和2年度においては56組織が取り組む予定となっております。

1期目では平成28年度の62組織をピークに現在組織は若干落ち込んだ状態となっておりますが、主たる原因は組織内の従事者の高齢化であったり、多面的機能の事務担い手の確保など、後継者不足によって継続が困難な組織がふえているということが判明しているところです。

去る2月14日及び21日に現活動組織に参加をいただきまして、アンケートの結果報告と組織の広域化についての研修会を行いました。そこでは広域化というフレーズからそれぞれの組織が誤解や混乱を招かないような説明を行いまして、また、広

域化の取り組みによって大きく事務が軽減されるということを説明して理解を深めていただきました。

今後についてなんですけども、活動組織数及び協定面積の増大や一層の事務簡素化による活動組織の負担軽減を図っていくためにも、現活動組織に対し、必要な説明会などを実施していく予定です。

また、さらに現在事業条件によって活動できない地区の参加を可能とするために、広域化の推進をしていく傍らで、出前講座等を利用して参加を募っていきます。

組織の広域化については、市内一組織化を最終目的としております、推進していく予定なんですけども、今後実施地区などの先進地視察やヒアリング等を行った上でメリット、デメリットを検証した上で、組織の理解度も深めた上で進めていく予定でございます。

以上です。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 高齢化などによる事務手続の煩わしさというものについて、当然のことだと思うんですけども、これは広域化することによって事務手続の簡素化というんですか、そういう部分については行政からの支援がそこに何かあるのでしょうか。

○浅田委員長 北本課長。

○北本農地整備課長 現在組織が行っている事務手続については、大幅に簡素化といえますか、事務量が減った状態になりまして、提出していただく資料が半減といえますか、少なくなってくるということです。

以上です。

○浅田委員長 よろしいですか。

審査の途中ですけども、2時45分まで休憩します。

午後 2時30分休憩

午後 2時45分再開

○浅田委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

質疑を続けます。

飯田委員。

○飯田委員 それでは、お願いします。

まず、委員会資料のまた1ページにあります、3番目の林業振興の施策方針の中で、温暖化防止、水源涵養、災害防止等挙げられております中の主要な事業につき

まして、その規模と予算額をお聞かせ願いたいと思います。主要なもので結構です。

また、その中で、森林環境譲与税の対象事業についての内訳と予算額をお願いいたします。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 少し長くなりますけども、お答えさせていただきます。

まず、森林環境譲与税の対象事業も含めました温暖化防止、水源涵養、災害防止等に係る主な事業としまして、1つ目が森林経営計画内での搬出間伐ができる生産性の高い、いわゆる経済林で取り組みます森林整備促進事業というものがございしますが、それが間伐面積約680ヘクタールで、5,897万円を計上しております。

それから、県民緑税充当事業としまして、高齢人工林の部分伐採をした後に広葉樹などに樹種転換します混交林整備事業、これにつきましては1年目の調査設計業務1地区、それから、2年目の作業道開設が2地区、それから、3年目の植栽事業2地区合わせた計5地区で7,774万円、それから、条件不利地などのいわゆる切り捨て間伐をした後の間伐材を利用した後、簡易土どめ工を設置します、緊急防災林整備事業というものがございしますが、これが実施面積200ヘクタールで看板設置2基、合わせて5,212万6,000円を計上しております、災害に強い森づくりを目指しているところでございます。

続きまして、谷止工などの県の治山事業というものをやった後、下流域におきまして流末水路の整備事業としまして、6地区3,210万円を計上しまして2次災害の防止対策に努めております。

それから、森林環境譲与税の活用事業としまして、奥地などの条件の悪い森林で、いわゆる森林経営計画が立てられない、そういった事業地での間伐施業します、条件不利地間伐推進事業で、こちらの要望面積が150ヘクタールということで2,061万8,000円を計上しております。

ほかの森林環境譲与税の対象事業としましては、先ほども言いましたけども、新規の事業体様向けの担い手育成事業としまして1,592万4,000円を計上しております。

それから、市内の青少年などの方を対象に、森林のまち宍粟というものを根づかせて、いわゆる郷土意識の醸成に寄与するという取り組みで、森林環境教育事業に400万円、それから、宍粟材の利用促進に取り組む事業としまして、宍粟材利用促進事業で400万円、それから、日本一の風景街道につながります彩の森づくり事業で780万円、それと、森林セラピーでありますとか、あるいは、50名山の利用者の方の利便性向上に取り組むグリーンツーリズム事業に250万円、残額5,280万7,000

円あるんですけども、これにつきましては来年度基金に積み立てる予定としております。

以上でございます。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 その個々の取り組みはそのまま続けていただくといたしまして、この基金の積み立て5,200万円があるわけなんですけれども、この条件不利地、現状150ヘクタールという形での対象を挙げてあるんですけれども、やはりこういうものについてももっともっと多くの応募というんですか、手を挙げるところがあれば、これはそれからまだふやしていくという計画はございますか。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 条件不利地のところをふやすといいますか、我々はいわゆる人工林の森林整備、今3万3,600ヘクタールございますけども、これは全体の森林整備を積極的に進めたいというふうに考えております。

それです、林業振興課としましては、まず経済林のほうですね、いわゆる森林経営計画のほうに持っていける事業地につきましてはそちらのほうに誘導していきたいと考えております。それで、どうしてもやっぱり道がつかなくなったり、あるいは岩場であったり、もういわゆる条件が不利で切り捨て間伐にしかならないところについてこういった森林環境譲与税を充当した切り捨て間伐を実施したいというふうに考えております。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 先ほどの地域にあります生産森林組合の赤字の部分についてお話をしたんですけども、その中でやはりこの事業はできていないところ、そういうところはやはりこういう条件不利地の山林が多いということで、どうしても事業化に踏み切れない、その状況からだんだんだんだん、それがもとでずっと年々赤字が積み重なっていくという状況が、恐らくそうだろうというふうに思うわけですけども、やはりそういう部分についてこの環境譲与税の条件不利地という部分を説明なりして、これを利用して事業化を図り、ある程度の収益を得る、補助金のところでの収益になってしまうわけなんですけれども、ことによって税金分ぐらいは賄えるという部分をつくっていくことも必要かなというふうに思いますので、やっぱりその辺のところをちょっと検討いただいて、確かに経営計画のほうを進めていくということも必要なんですけども、逆に条件不利地の部分が結構残ってしまっていると思うんです。だから、その辺のところも考えていただきたいなと思いますのと、人工林

以外の山が結構あると思うんです。これにつきましても、結構立ち枯れとかいう部分、前にも一般質問でもやったんですけども、そういう部分についてはなかなか手が入れない。それも一種の条件不利地であると思いますので、そういう部分についてもその辺に含まれるのかどうかという部分についてお伺いします。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 1つ目の生産森林組合さんの支援なんですけども、こちらにつきましては、来年度から森林所有さんの方にまた意向調査をさせていただきますので、その中でそういった条件の悪いところについてはどういった格好でしていくかという御相談を聞きながら、この森林環境譲与税が充当できる部分であればまたそちらのほうに進めていきたいと考えます。

それから、2つ目の人工林以外の山につきましては、この森林環境譲与税の対象事業ではありませんので、基本的には別の部分での支援というふうになりますので、あくまでも森林環境譲与税が対象となるのは人工林ということになっておりますので、それはまた別の部分での対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○浅田委員長 よろしいですか。

関連でありますか。

なければ、次の質疑。

飯田委員。

○飯田委員 それでは、予算書の116ページの商工費の部分で、14節の工事請負費のところをお願いします。

ここには戸倉スキー場の整備工事費と千種であるとか、その部分が入っておるんですけども、施設改修とか、整備という部分について、収益性のある施設の機能強化や付加価値を高める工事費については指定管理者の負担ではないかというふうに考えるわけなんですけれども、その辺の考え方についてお伺いします。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 御存じのとおり、指定管理者制度というのは市の保有する財産を指定管理者さんに管理、運営を担っていただいております。それで、基本的な財産の部分につきましては市がしっかり整備をしていくと。基本協定にもありますとおり、20万円以上を超えるものにつきましては市の負担というところで、116ページにあります、戸倉整備の部分、千種の部分についてはリフトのオーバーホールの部分でございます。それと、施設改修につきましては、道の駅播磨いちの

みやの空調設備等、根幹的な整備を予定させていただいておりますので、そういったところで市の根幹のものにつきましては市が負担していくということで工事費を計上させていただいております。

以上でございます。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 では、続きまして、同じ部分の18節の部分なんです、負担金補助及び交付金の部分でお願いします。

ここに伊沢の里であるとか、フォレストであるとか、サイクリングターミナル、まほろばの湯に対して、赤字補填負担金というものが設定されておるんですけども、当初予算にこの赤字補填があるという考え方をちょっとお伺いしたいんですけど。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 この4つの施設につきまして、共通しておりますのは年間を通じて入浴機能がございます。指定管理者から常々入浴部門の赤字を何とかしてほしいという要望は常々いただいております。入浴部門だけの収支は毎年赤字でございます。そのような中で、入浴部門の赤字を他の部門でも今まで補っていた現状がございます。ただ、昨年も令和1年度からこの同額を予算措置をさせていただいたところなんです、これにつきましては直近の決算の状況を見まして、その赤字の半分を上限として昨年予算措置をさせていただきました。もちろん収益の施設でございますので、指定管理者の営業努力の部分もありますので、市の負担という部分では全額はもちろん見れないと、予算にも限りもあると、そういう中で今回R1年度と同じ予算措置をお願いしているところでございます。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 その話の内容はわかるんですけども、当初予算にはなから赤字補填金というこの名目が合うのかどうか、その部分についてもう少し考える余地があるんじゃないかと思うんですけども。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 おっしゃるとおり、指定管理料とか、いろんな考え方がございます。それで、先ほど申し上げましたように、過去からのこの部分では入浴部門はもう固定費が非常にかさんで、そして、その固定費を賄えない入浴部門という位置づけで今回整理をさせていただいておりますので、その部分で一定赤字が発生する部門というところではこちらにも認識をさせていただいておるといところで今

回の赤字補填という名称でさせていただいているんですが、ただ、施設の管理の部分でありますので、いろんな考え方がありますので、指定管理料という概念ももちろんこれからのことがありますので、令和3年度が更新の時期でありますので、そんなところも含めて、もう一度整理をして、将来整理をしていく必要があると、そのようには認識しております。

○浅田委員長 飯田委員。

○飯田委員 前年度からあるものを今さらということかもしれませんけども、しかし、考え方としては、これは時期に何かおかしいな、当初予算に赤字補填という形の置き方はおかしいんじゃないかと思っておりますので、早急にその辺のところの考え方を整理してもらいたいなというふうに思います。お願いします。

○浅田委員長 よろしいか。

では、次の質疑に移ります。

宮元委員。

○宮元委員 それでは、主要施策61ページ、発酵のまち推進事業について質疑します。

この予算の内訳の説明をお願いします。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 それでは、主要施策に係る説明書の61ページのところのこの報酬からその他のところで予算の区分をしておりますので、そちらの概要を説明させていただきます。

まず、報償費は大部分がこの事業につきましては、いろんな商品の開発等もございますので、総務省で登録されている人材がプラットフォームで登録されている方がいらっしゃいます。その登録された方から平成29年から市のほうでアドバイザーとしてお願いしておりますので、そちらの謝礼の費用でございます。

それと、この委託料につきましては、日本酒発祥の地、発酵のふるさとということをしてPRをしていこうと考えている中で、商標登録を明確にして、この発酵のふるさとというのを登録をさせていただきたいという費用を今回あげさせていただいております。

それと、補助金であります、昨年7月に発酵の協議会を立ち上げをさせていただきました。それで、そちらのほうで今3つの部会でいろんな活動しておりますので、そちらの活動の費用ということで市から協議会のほうへ50万円の補助金ということでございます。

以上でございます。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 それじゃあ、予算のほとんどがアドバイザー登録で、実際この事業でメニューを開発したりする、その補助金は50万円で活動という解釈でよろしいんですか。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 平成31年度に市のほうから100万円の資金を支援をいただいておりますので、そちらの資金の繰越金のほうも一定ございますので、そちらの活動費等、合わせてこの50万円の中でさせていただこうと思っています。

ただ、これから商品の開発とか、いろいろ進んできたときには、一定の所要額が必要な場合にはまたこの事業費がふえる可能性はあると、そのように思っております。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 これは昨年7月市長が会長で発酵のまちの団体、推進協議会でしたか、なんかできたと思うんですけど、その中で市長の文言ではやはり健康という言葉がすごくアピールされているんですけども、どう見てもこの事業内容から見ると、メニューの考案であったり、あと飲食店がそれを扱うという、そちらのほうメインになっているような事業になっていて、市長が言う健康とはちょっと違うように見えるんですけども。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 済みません、こちらのほうが記入が漏れておりますので、今その部分は健康増進課の食育の部分と連携をさせていただいております。2月には御案内をして、御存じかもわかりませんが、みそづくりを進めております。

それと、令和2年度につきましては、定期的に酒かすを生かして市民の皆さんと一緒に料理教室を定期的に展開していこうという計画をしておりますので、またそのスケジュールが立ちましたら御案内をさせていただきたいとおっしゃるとおり、やはりこの2つの柱でございまして、しっかり市民の皆さんに日本酒発祥の地、発酵のふるさとを御認識いただくには市内の活動が重要と思っております。そういうところをしっかりとPRを今後させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 どうしても発酵ということになると、その発酵のふるさとでアピールするというのもいいんですけども、やはり健康増進、宍粟市は本当に高齢化で市内

でも約10位ぐらいですか、36.9%で、その上で今度は医療費は本当に県下でもトップクラスで本当に医療費が抑制されているというか、安いんです。ですから、やはり高齢者が多くて健康な人が多いかなという解釈もできますので、そういったこともアピールしながらこの事業展開はしていくのが一番市民の方、そして、市外の方にもできるかなと思うので、その事業目的というのをしっかり持って取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 これも御存じかと思うんですが、給食、小学生、中学生の給食にも発酵の食を推進を栄養士さんが考えていただいております。そこの連携も小さなときから発酵食を食して、健康を増進していくということで、委員御指摘のとおり、そういった部分にもこれから働きをさせていただきながら、市民全体の活動が広がるように、そのように推進していきたいと思っております。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 私のほうからも同じところの発酵のまち推進事業について伺います。

令和元年の当初予算から330万円減額の300万円になっておりますが、この財源が特定財源で県支出金がなくなっている、ここら辺のことを教えてください。

それから、平成31年度の477万円という報償費が199万円になっている、この理由とあわせてお願いします。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 まず、財源につきましては事務局の地域創生課と連携をしながらさせていただいております。昨年の県補助金につきましては、兵庫県の地方創生の補助金をどの事業に分配していくかということで、県の補助金と、そして、昨年もブナ基金でございます、ブナ基金を特定財源として149万円昨年措置しておりました。今回につきましては、ブナ基金を優先をするということで事務局との調整をさせていただきまして、県の地方創生の補助金につきましては、他の事業に充当するというので県の補助金がなくなっているということでございます。

それと、平成31年の477万円から199万円の減少ということなんですが、先ほど申し上げました総務省のアドバイザーを平成31年度は、今現在アドバイザーの方が3名いらっしゃいます。それで、3名の方に毎月2名、もしくは3名の予算措置をさせていただいていたんですが、昨年7月からこの協議会を立ち上げて、その中にはいろんな飲料の事業者さんであったり、酒蔵さんであったりということで専門的な知識もしっかり助言をいただきますので、その助言をいただいている中でアドバ

イザーの費用は半年に1回のペースでお願いをしていきたいということでこの減額をさせていただいているというところでございます。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 もう一点ですが、事業内容のところにあります、一番下段なんです、事業内容の一番下段の市の玄関口である山崎インターから近距離にある、そのくだりのところの情報発信機能を備えた拠点の設置に向けた検討を行うというふうにあるんですが、これに向けた検討の予算というのはどこに充当されておられますか。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 この検討に当たりましては、まさに一つの部会のうちの一つのところで議論を進めさせていただいております。今事業内容の御紹介させていただいておりますとおり、まず、お客さんの流れが玄関口である酒蔵通りに、御存じのとおり、ホテルとか、酒蔵のレストランとかがオープンして、多くの方に来ていただいております。その来ていただいた方が次どこに行くということも大きく情報提供が必要だということも認識しております。その議論を今まさに進めております。その議論が深まって、市として一定の市の整備でしていくのか、または、民間さんの事業の中でしていただくのか、これからその議論をしていきたいと思っておりますので、まだ当初予算にはその明確に御案内できる状況には至っておりませんので、当初予算にはあげていないというところでございます。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 その議論を行うのが令和2年度であり、その結果を得て、その議論の結果を得て次のことを考えるということによろしいね。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 議論をまさに進めておりますので、一定の方向性が整理ができましたら、また、この予算の中でも審議いただきたいと、そのように思っております。

○浅田委員長 よろしいか。

関連質疑はありますか。

なければ、次の質疑に移ります。

官元委員。

○官元委員 それでは、主要施策の62ページ3段目、宍粟材利用促進事業について質疑いたします。

補助金120万円の説明をお願いします。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 この事業につきましては、2つございまして、まず1つ目が企業や自治会などを対象としまして、宍粟材や宍粟材を活用した製品などの普及、啓発、それから、研究開発する活動経費の2分の1を支援する宍粟材利用拡大支援事業というものがございしますが、これについて2団体で100万円、それから、森林の持つ公益的機能の発揮や地域林業の活性化を図ることを目的としまして、兵庫森林管理署様や県、それから、林業関係者などと構成しております、宍粟材推進会議という組織がございしますが、この活動支援に20万円の合わせて120万円を予算計上しております。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 以前はこの宍粟材に関してはしそ C a n やったかな、そういったところもあったかなと思うんですけども、この宍粟材の利用ということになると、やはり宍粟材を先ほどの森林の家づくり事業なんかもあったんですけども、できるだけ宍粟材を身近に消費者に使っていただくというところが利用拡大ということになるかなと思うんですけど、その辺は今後事業展開をどのようにお考えなのでしょうか。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 この宍粟材の利用拡大につきましては、今宍粟市のほうでは東京都の港区と協定を結んでおりまして、いわゆるみなとモデル事業というものですが、その中で宍粟材の普及啓発ということで、木材の展示会であるとか、あるいは木コレですね、そういったものに展示をしていただいております。

それから、あと市内の公共施設や民間施設もそうですが、市外の分も、そういったところにつきましても、宍粟材を使った、あるいは、おもちゃやったり、あるいは、宍粟材の研究をされているグループがあるんですけども、そういったところが開発されたベンチでありますとか、そういったものを広く普及、啓発して、市内外の方にいろいろ宍粟の材というものがどういうものかということを知っていただくような、そういう取り組みを今しております。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 そうした場合、宍粟材の単価というところもあるかなと思うんです。宍粟材を普及していくにはブランドで、よりよい、いいものということで価値を見出していくのか、あと例えばホームセンターなどでも置いていただけるような安価な、誰でも使っていただけるような宍粟材を目指していくのか、そういったところの事

業はどのようにお考えですか。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 宍粟材の特性とといいますか、特に宍粟材、今研究していただいているグループの中では、例えば、品質であるとか、強度、そういったものについては特にほかの他産材と変わらないという御意見をいただいております。

じゃあ、どういったものを売りにして今後宍粟材を世に広めていくかというところなんですけれども、今宍粟市の中では2つの大きな宍粟材を供給する施設がございます。そこを例えば拠点にしまして、それで宍粟材というものが他の地域にいつでも手に入る、そういった供給がいつでもできる、そういった扱いの中で宍粟材というものを今後需要に応じたそういう特性の中で売りに出していったら、宍粟材というものもより広く使っていただけるんじゃないかなというふうに考えておりますので、そういった普及、啓発を今後は進めていきたいというふうに考えております。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 兵庫県は県産材でこれは住宅ローンに対して利息がすごく安く設定されていたり、そういったことで兵庫県のほうでは県産材については利用促進を図っておられます。

また、あと宍粟材と比べると、隣の岡山とか鳥取のほうは1立米当たりの単価なんかは安い傾向があって、宍粟材を使うよりそちらの国産材というところのほうは安いところが多く周辺にはあるんですけれども、それからまた宍粟材の普及ということになると、やはり値段、あと価値というのがあると思うんですが、その辺は今後の目的、事業展開に入っているのでしょうか。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 今宍粟市のほうでは、今年度から配分されております森林環境譲与税ですね、こちらのほうを、例えば木材利用のほうに活用していこうということで、今宍粟市のほうでは、宍粟市だけではなくて、この播磨圏域ですとか、そういった広域的なところで安定した木材供給をする、そういった仕組みというのを今模索しているところでございます。ほかのやっぱり他産材に負けないようにしようと思うと、やはり価格面というのが非常に大きくございますので、その辺につきましては森林環境譲与税を例えば利用される自治体のほう、それから、供給する我々自治体のほう、双方の譲与税を活用して、それで他産材に負けない宍粟材、それから、いつでも顧客のニーズに応じた材が供給できる宍粟材ということを売りにすれば、宍粟材というものも世に使われるようになるんじゃないかなというふうに

考えております。

○浅田委員長 よろしいか。

神吉委員。

○神吉委員 私も同じく宍粟材の利用促進事業なんですが、補助金の対象というのは先ほどの答弁で理解しました。その下に書いております、どのような啓発活動を行っているのかというところで、宍粟材の推進会議などを通して啓発活動が行われておられると思うんですが、令和2年度の活動というのはどのようになるのでしょうか。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 まず、1つ目、先ほども申し上げましたが、東京都の港区のほうで木材イベントですね、そういったもので普及、啓発することであったり、それから、あと播磨圏域でそういう宍粟材の利用するための仕組みづくりをしているんですけども、そういったところへの宍粟材を扱われる事業者さん向けの支援策というものを来年度考えております。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 協定のあるその東京の港区のほうへこちらから出向くというような、そういう啓発活動をされるんですか。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 宍粟市のほうから出向いてPRをしていきたいというふうに考えております。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 向こうの区役所ではなくて、材木商などとの連携はどのようにとられておられますか、末端の材木商などがおられると思うんですけど、そういう連携はあるのでしょうか。

○浅田委員長 中村課長。

○中村林業振興課長 今宍粟材を扱うことで、登録していただいている業者さんが港区のほうの建築主さんであるとか、あるいは、その建築事業者さんですね、そういった方々と連携していただいていると。そこに宍粟材の製品を例えばPRするための補助施策として我々宍粟市のほうが宍粟材を扱われている業者さんに支援をしているというところです。

○浅田委員長 よろしいか。

では、次の質疑に移ります。

宮元委員。

○宮元委員 それでは、主要施策63ページの一番上、きて一な宍粟の運営事業について質疑させていただきます。

この委員会資料にもあるんですけど、来店者数の増加、こちらの根拠を説明お願いします。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 まず、この来店者数の目標のところでございますが、昨年の10月からイーグレひめじのほうへ移転しまして、そちらのほうで展開を進めさせていただいております。その月の利用者数のところを勘案しまして、約1.1倍を目標としていこうということで目標数値をあげさせていただいております。その中でさらに実現をしていくというところで、今運営事業者と宍粟市の特産を使った、例えばソフトクリームを展開していくとか、そのようなことも具体的に進めていきたいというところを考えているところでございます。

以上です。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 イーグレひめじ、こちらのほうに今出店、きて一な宍粟が出店されているんですけども、どうしても人通りから大体入り口が5メートルぐらい奥まって、ちょっと見えにくい、わかりにくい、お店がアピールしにくい、そういったところの支援というようなところは、これは委託業者がやるのか、行政がそういったことにはやはりちょっと支援するのか、どちらなのでしょう。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 今、委員御指摘のとおり、なかなか外からドアを閉めていると何の店かわからないというお声をいただいておりますので、フィルムを張って、とにかく宍粟市のお店だというところをやっていこうということで、もう間もなくそのデザインが確定していきますので、そちらのほうに着手していきたいと思っております。そちらに費用につきましては市の委託料と運営の売り上げの部分等をその中で委託しておりますので、そちらの中で負担をしていただきたいと、そのように思っております。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 看板というか、目立つようにするのも委託業者の負担ということなんですか。

○浅田委員長 西川課長。

- 西川まち・にぎわい課長 運営の委託料と売り上げの中で担っていただくということでございます。
- 浅田委員長 宮元委員。
- 宮元委員 やはりきて一な宍粟、確かに委託してもらって、運営してもらおうというのはわかるけど、やはり宍粟をPRしてもらおうということになると、やはりこちらのほう、もう少し店の中の商品とか、商品開発というのは委託業者がされるのも当然かなと思うんですけども、あそこを目立つようにというか、来客数をふやす手法というのはやはり行政責任かなと私は思うんですけども、違うんですか。
- 浅田委員長 西川課長。
- 西川まち・にぎわい課長 その中の、委員がおっしゃるとおり、いろんなこれから人をふやしていこうという中でいろいろな話の中で市が負担をすることがより適切だという部分も今後ある可能性があると思うんですが、今説明をさせていただいた中で、委託料と売り上げの中で基本、設置の費用、運営の費用に係る分についてはそちらの費用でもっていただくというところをお願いしているところでございます。
- 浅田委員長 宮元委員。
- 宮元委員 その辺はまた協議していただければなと思うんです。
- それと、このきて一な宍粟、今度フィルムを張られるということなんですけど、あそこを見てみると、建物の色に対して日よけのきて一な宍粟というのが水色で、本当に目立ちにくい、目を引かない、それで、通りから5メートルほど離れている。また、このきて一な宍粟というお店の名前がそのままなっているんですけども、今まで恋しそうとか、楽しそうとか、そういったキャッチフレーズもあったと思って、こういったキャッチフレーズというのはやはり女性の方にも大変インパクトのあるネーミング、キャッチフレーズにもなるかなと思うんですけども、やはりきて一な宍粟から来店者数、あと女性の方、そういったことの事業展開というたらどのように考えておられますか。
- 浅田委員長 西川課長。
- 西川まち・にぎわい課長 まず、神姫のほう、バス停のほうからこちらのほうに、イーグレひめじのほうに移転しまして、運営者にどのような客層になっているかという確認をしますと、お客層が若返っていますというのがイーグレひめじの3階以上の部分が姫路市の生涯学習の拠点施設であったり、同じイーグレひめじの1階の中にお子さんを預かる児童館であったり、保育所があるということで、そういった親御さんなりと一緒に来越しになるというところで客層が変わっているというところ

ろでございます。

そして、そちらのそういった客層が変わっているのです、そのターゲットに絞った商品を展開をしていく必要があるというところで、先ほどお話ししました、何かソフトクリームというのも一つそちらのターゲット層には合うのではないかとというところで、商品の開発をこれからもしていきたいと、そのように思っております。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 お城の近くということもあるんで、観光という、観光客に対してのきて一な宍粟の宍粟市のアピールということもあるので、その辺もまた今後検討していただきたいと思うんですが。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 昨年の11月に、一緒にイベントで私のほうも行かせていただきました。本当に多くの方が大手前公園に行かれる方がついでに寄ってくださって、また、帰られる方も本当に多いです。宍粟市のPRする絶好の場でありますので、その訴えられるように、これからも努力していきたいと思えます。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 同じところの質疑なんですけど、ほぼほぼ今先ほどの答弁で出ているんですが、私のほうから1点だけ確認させていただきたいのは、きて一な宍粟というネーミングのもとで、これまでは宍粟のほうに足を運んでいただきたいという気持ちも含めたネーミングだと思っているんです。今までは来ていただくためにどんな工夫をしてきたかというのも少し曖昧な事業だったように感じるんですが、令和2年度に対してイベント情報などをお伝えするその先ですね、来ていただく、お越しいただく、そういう工夫はどのように考えておられるのかを教えてください。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 全国的にアンテナショップで展開をして、その地名を知ってお越しいただくというのは非常に少ないというのも、この全国のアンテナショップの会がありまして、そういった報告もございます。委員も御指摘のとおり、非常にこの宍粟市をまず知っていただく機会は本当に多くふえております。ただ、そこから足を運んでいただくというのは非常に現実少ないです。その中で、例えば7月の豪雨災害のときに、赤西溪谷に非常に多くの方が行かれていますので、そちらの復旧が進んでいるとか、いろんなお声をいただいておりますので、宍粟市のそういった川とか、山とか、キャンプとか、いろんな資源がございますので、そちらの施設が宍粟市にはふんだんにあって、宍粟市でそういったストレスを解消できるよう

な空間がございますというところをこれからもPRをしていきたいと。そして、またイベント情報も定期的にPRをしておりますので、そういった来場を根気よくPRをさせていただきたいと、そのように思っております。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 以前の事業の中では何千枚か配ったうちの何%来られたかとかいうようなものを実験したことがあったと思うんです。そんな中でやはり100%のお客様というのは望めるはずがなく、3%、2%、合格だと思うんです。それが数字で見えるような内容にしていくべきだと思うんです、その結果が大事だと思いますので。61ページのほうの発酵のまち推進事業も合わせてなんですけれど、これはこういうものも伝えていくと、お越しいただくという事業費というものは改めてここには数字ではとられていないように思うんですけれど、予算のほうでそういう来ていただくような予算費というものは含まれているのでしょうか、どういうふうにとするのがわからないのでそこはどう捉えておられますか。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 委員御指摘のとおり、予算の中でしっかりじゃあ見えているかというのは決してそういう状況ではないんですが、令和2年度に兵庫県立大学の生徒の学生の皆さんときて一な宍粟と、そして、地域おこし協力隊の皆さんとで宍粟市へお越しいただくようなそんな研究をしていこうというのを進めております。その議論は今年の令和1年度に兵庫県立大学の生徒の皆さんがきて一な宍粟を題材に研究をしていただいております。その研究の報告書をいただいて、メリットのあるもの、デメリットのあるものと、そんないろんな分析をしていただきますので、その分析をもとに、これから令和2年度につなげていきたいというところではこの運営の費用の中でそんなことも考えていきたいというところになっておりますので、済みません、明確には予算にあがっていませんが、そんなところもありますので、そういった報告もこれから委員会を通じてさせていただきたいと思っております。

○浅田委員長 神吉委員。

○神吉委員 理解しました。

61ページのところを見ていましたら、観光入り客数が、入り込み客が104千人になっている、これは140万人、どちらですか。この横には105万人という数字があって、これは14万人ですか。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 申しわけございません、140万人ですね。ですので、この1,000人のところを済みません、訂正をさせていただきたいと思います。

○浅田委員長 よろしいか。

関連で。

大久保委員。

○大久保委員 きて一な宍粟の運営事業の関連で質疑します。

この予算の内訳費目のところ、農業振興費の中にあります委託料の240万円は20万円の12カ月という計算だろうというふうに思うわけなんですけれども、使用料のところを農業振興費のほうで見ましたら、用地借上料が同じ285万2,000円なので、これは使用料と書いてあるのは用地借上料かと思うんですけれども、それと、この285万円の積み上げの根拠を教えてください。

そして、その下にあります、負担金なんですけれども、この負担金は144万円、これを見ましたら、農産物特産品直売所光熱水費負担金が144万円であがっている、多分これだと思うんですけれども、単純に12万円の12カ月で計算していると思うんですが、その根拠、この積み上げの根拠を教えてください。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 済みません、ちょっとうまく聞き取れなかったので、予算の積算ということでよろしいですか。

○浅田委員長 その内訳の説明をしていただいたら結構かと思います。

○西川まち・にぎわい課長 済みません、ありがとうございます。まず、委託料のところではございます。まず、月20万円の今委託契約をしております。前のところは月35万円から委託だったんですが、その分、今のところでは20万円というところで、その12カ月分の240万円を積算させていただいております。

それと、使用料につきましては、今イーグレひめじの賃貸借契約をさせていただいております。約22万円相当の使用料をお支払いを、市のほうが負担をさせていただいておりますのでそちらの負担でございます。

それと、負担金でございますが、施設の光熱水費も市の負担でさせていただいておりますので、その毎月の負担分を144万円であげさせていただいております。

○浅田委員長 大久保委員。

○大久保委員 そうしたら、さっき言いました、用地の借上料が、今課長がおっしゃられた使用料がここでは用地借上料としてあがっているということよろしいですね。

それと、負担金、光熱費の負担金が12カ月の12万円、12万円の12カ月ということで、それはさっき質疑の中でちょっとざっくりし過ぎているんじゃないかというふうに聞いたんですけれど。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 済みません、今の実績を踏まえて、144万円のものは、お見込みのとおり、12万円の積算でさせていただいて、12カ月分を計上させていただいております。

それと、使用料につきましても、済みません、今契約しております23万8,000円相当が1カ月賃料でかかっておりますので、その賃料の分、使用料285万2,000円を計上させていただいております。

○浅田委員長 よろしいか。

続いて、宮元委員。

○宮元委員 それじゃあ、主要施策63ページ、しそう森林王国観光協会支援事業について質疑をいたします。

この観光協会、こちらの独自財源収入、こちらの説明をお願いします。

○浅田委員長 菅野課長。

○菅野しそう森林王国観光協会課長 失礼します。しそう森林王国観光協会の財源というお尋ねなので、私のほうからお答えさせていただきます。

しそう森林王国観光協会については、大きく分けて県立公園、モノレールとかプログラムなんかの管理をしています、その管理運営の部分と、あと、観光、グリーンツーリズムを通じた観光地域づくりという、大きく分けてこの2つの役割を担っております。

特に、独自財源ということでいいますと、現状では今観光協会の賛助会員さんの会費、それから、50名山ということで、いろいろ登山会とか実施していますけども、そのファンクラブというのがございますので、そういうファンクラブというのがございますので、そういうファンクラブの方の会費というのが主な独自財源ということで、その他につきましては県の委託料であったり、市の補助金負担金ということで特定財源が多くを占めております現状でございます。

以上です。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 この賛助会員というのは、例えば観光に携わっている宿泊施設であったり、飲食店であったり、そういった形から年額というか、月額というのか、そうい

ったのをいただいているということなのでしょう。

○浅田委員長 菅野課長。

○菅野しそ森林王国観光協会課長 この賛助会員につきましては今からまさに観光と一緒に地域で盛り上げていくためには、もっともっと力を入れていきたいなという項目でございまして、この1月に観光地域づくりミーティングということで観光協会のほうで開催いたしました。そのときに来ていただいております、例えば、観光の事業者さん、宿泊施設の皆さんであったり、飲食店の方、それから、地域づくりをされています団体等にもお声がけをして、幅広い方、観光というキーワードで宍粟と一緒に頑張っているというふうな方を募っていきたいなというふうに考えております。

会費につきましては、基本的には年額ということでいただいております。

以上です。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 こちらは議会の請求分、委員会資料、こちらの9ページにしそ森林王国観光協会支援事業ということで、年間4,023万円、うち管理運営事業で1,520万円とあるんですけど、この辺がちょっと今県からも補助があるとか、いろいろあって、この数字がどこから出てくるのかというのがちょっとわからないんですけども。

○浅田委員長 菅野課長。

○菅野しそ森林王国観光協会課長 兵庫県からいただいておりますのは先ほど少し説明させていただいたんですけども、県立公園の管理運営ということで、私どもしそ森林王国観光協会が指定管理を受けております。モノレールの運行であったり、毎週末にプログラムということで公園でいろんな事業を行っております。そういうものにかかわりますスタッフの人件費だったり、あと電気代とか、そういう管理費などは当然なんですけども、県から、兵庫県からいただいております。こちらの管理運営費につきましては主に観光協会に携わりますスタッフの人件費というようなことを計上させていただいております。

○浅田委員長 宮元委員。

○宮元委員 ちょっとこの支援事業ではわかりにくいところがあったり、どこが県が出て、どこから市がお金が入っているとか、そういったことがまだちょっとわかりにくいんですけども、また、この観光協会のほうでそういった財源とか、収入とか、そういった詳しい資料があるんだしたらまた提出していただけたらなと思うんですけども。

○浅田委員長 菅野課長。

○菅野しそ森林王国観光協会課長 しそ森林王国観光協会の、例えば、決算の状況などにつきましては、議会を通じて毎年公表させていただいておりますし、また、必要に応じて委員会なんかでも説明をさせていただけたらなというふうに考えております。

○浅田委員長 よろしいか。

続いて、神吉委員。

○神吉委員 同じく森林王国の観光協会のところの事業、支援事業のところを伺います。

計算しましたら4%ほどなんです、事業費が増額になっております。財源のほうも一般財源がふえておりますが、この予算に対して167万5,000円、これがふえていく活動の内容がどう令和2年度に行われるのか、教えてください。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 済みません、予算の委員会資料の請求分の9ページにしそ森林王国観光協会の支援事業の明細を今回つけさせていただいております。済みません、1点ちょっと修正をお願いしたいんですが、令和2年度と令和1年度の比較で、先ほどおっしゃいました比較が167万5,000円が増額になっておりますので、済みません、マイナス1325をプラス1675と訂正をお願いいたします。

こちらの増額でございますが、こちらの表で特徴的なものを御案内をさせていただきます。

2番の森林セラピーの運営の100万円と、そして、少雪対策誘客支援事業で300万円が増額しておりますので、そちらが大きな要因です。森林譲与税を活用をいたしまして、まさに森林を活用したセラピーというのが譲与税を財源としてこれから展開していくという中で、この事業計画の一番最後に黒ちよぼであります、企業向けのプログラムの開発というところを令和2年度に観光協会と連携しながらさせていただきたいと思っております。その分の増額でございます。

それと、16番の少雪対策の誘客支援事業でございますが、御存じのとおり、この暖冬でスキー場の来場者数が本当に少なく、そして、周辺の地域産業もお客様の激減で非常に経済も収縮していると。兵庫県のほうはこれに対して支援をしていこうというのが令和1年度に示されました。その支援の運用に当たっては、令和2年度についてもこの誘客事業をした観光協会がする事業を対象にするということを兵庫県から聞いております。この新型コロナの影響で、開催時期はまだこれからの調整

なのですが、今シーズン、来期ですね、2020年のシーズンまでに実施する誘客事業を対象とすることを聞いておりますので、何とか一定コロナの状況が落ちついて、宍粟市で多くのお客様が来ていただくような、そんな仕掛けをさせていただきたいというものでこの300万円を、900万円の事業費で3分の2を県が支援してくださるので600万円を支援しまして、3分の1が観光協会の負担でございます。その3分の1相当を一定市が支援をするということの300万円でございます。

以上でございます。

○浅田委員長 よろしいか。

では、次の質疑に移ります。

田中一郎委員。

○田中一郎委員 私は主要施策50ページ、中山間地域等直接支払い交付金事業、50ページですね、質疑を出しております2点のみ質疑をさせていただきます。

協定農用地への鳥獣害防止対策と単独事業である鳥獣対策事業との相関関係、相互関係というんですか、その辺のところを少し明確に御説明願いたいと思っております。

もう一点は、説明書を見ておりますと、未協定となっている集落があると、参加するように促すと米印で書いてありますけども、未協定になった理由ですか、なっている要因等を教えていただきたいと思います。

○浅田委員長 谷本次長。

○谷本産業部次長兼農業振興課長 まず、1点目の協定農用地への鳥獣害防止対策と鳥獣対策事業との相互関係ですが、鳥獣被害防護柵設置事業による防護柵の新設及び取りかえであったり、有害鳥獣対策費補助事業による箱わなの購入に対する、地域で負担していただいている自主財源の部分につきましては、中山間事業により支払うことができますので、その中山間の補助事業を使っていただいて、自主財源の部分に充当していただくと、そういうことで相互関係があります。

また、防護柵につきましては、設置延長に寄りまして、鳥獣対策事業の対象とならない場合もありますので、この場合は中山間事業により資材の購入などをされている場合もあります。

次に、未協定となっている要因ですが、申請書類などを作成する事務処理の煩わしさであったり、協定農用地を管理するための人手不足によるものが原因と考えております。

○浅田委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 今の説明で結構です。

私、続けてあと2つしますので、預かっておりますので、続きまして、施策方針で63ページ、先ほども委員のほうから出ておりましたけど、指定管理施設更新・修繕等事業について、予算書の116ページ、先ほどの委員の質疑と同じ場所になるかと思えます。その部分において、まず負担金というのが発生しておるんですけども、この負担金について説明願いたいと思えます。

○浅田委員長 西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 こちらの負担金については、先ほど工事で御説明させていただいた、基本市の財産の位置づけでございますので、修繕を伴った部分については市が負担をさせていただくというところでございます。3月補正にもありましたように、修繕の指定管理者が緊急的な修繕をせざるを得ないときに、そちらの指定管理者が一定負担をさせていただいております。その負担を本来市が負担すべきものなので、その後負担をさせていただくという部分で、2,000万円の一定枠を持たせていただいているということでこの予算を御提案させていただいていると。

以上です。

○浅田委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 そうしますと、修繕が発生した場合の枠組みの負担金であるというようなところですね。わかりました。

続きまして、施策方針、63ページ、農業委員会についてお伺いしたいと思います。

農地利用での太陽光の設置について、最近ところどころ農地の端とか、真ん中の辺に太陽光が設置してあるのを見るんですけども、農業委員会としては農地の転作とかいうような部分で、どのように太陽光設置について見ておられるのか。また、今指導したり、いろんな部分で進めようとされているのか。また、考え方について伺いたいと思えます。

それと、宍粟市でもしそういう農地を利用した太陽光の設置があったとすれば、その事例等ちょっとお聞かせ願いたいと思えます。よろしくお願ひします。

○浅田委員長 西村局長。

○西村農業委員会事務局長 農業委員会としましては、農業委員会組織、農地法によりまして農地を守るほうの立場で仕事をさせていただいておりますので、現在、太陽光としては相当件数、農地からの転用ということで市内で設置されております。そういった中で、それは推進といいますか、推奨はできないんですけども、今言われました農地を利用した太陽光発電としましては農地の下で営農をするというよう

な方法で太陽光発電をされておる場合があります。営農型太陽光発電といいますか、市内でも1カ所、その下で太陽光パネルを高い位置に空間に設置しまして、その下で農業といいますか、シイタケの栽培をされておる事例があります。これは国のほうのそういうような方針の中で、農地を有効活用した上で、その上で太陽光発電をする、また、農地の所有者はあくまでも農家でありますので、農家も一定の収入を得られて、その下で農業を営むということで、そういうようなことを推奨されとるといのはあるんですけども、現実的にはその下で農業をすることが非常に大変でありますので、収量が2割以上落ちるとか、それから、商品の価値といいますか、製品の価値が落ちていくとかいうような場合にはそういった許可が出ないということで、一般的には農地の一時転用で3年間の許可の更新というようなことでそういうような方法で例があります。

また、この近郊におきましても、たつの、相生とか、上郡、佐用のほうで各1件ずつ同じような例がありますけども、そこは野菜等をつくられたり、あとは薬草、下で薬草をつくられたりというようなことで、そういった方向で進められておるといようなことになっております。

ちなみに、農業委員会としましては、農地転用を進めるわけにはいきませんので、農地以外、非農地になった中での太陽光発電とかの活用についてはまた一定方向は違うんですけども、そういった中で農業委員会としては考えております。

○浅田委員長 田中一郎委員。

○田中一郎委員 もう一点、農業委員会についてお聞きします。

太陽光とはまた別なんですけども、最終的に太陽光とも結びつく部分があるかなと思うんですけど、農地を適切に管理していない人というんですか、こういう言い方は悪いのかもわからんですけども、そういう人たちの調査なり、指導なりも農業委員会の仕事かなと思っておるんですけども、その辺の現状と、新年度に向けてのそういう指導なり、調査なりの方向を教えてくださいと思います。

○浅田委員長 西村局長。

○西村農業委員会事務局長 農業委員会の業務としまして農地の利用状況調査を1年に1回しております。夏7月ごろに担当委員さんに事前に自分の担当区域の調査をしていただきまして、それで、8月の後半から9月、令和元年度でしたら8月の終わりから9月の初めに各中学校区ごとに農地パトロールということで各地域を回らせていただいております。7月の時点で1回農業委員さんが農地を見て回りましたよとか、また、いろんな情報としてそういうようなものを発信しておりますので、

それから本調査といたしますか、8月の終わりから9月の本調査までには約20%ぐらいの農地はまた管理をしていただいているような状況になるんですけども、そういった中で最終的に取りまとめしまして、指導通知といたしますか、農地の管理をしてくださいという指導通知であったり、あと利用意向調査ということで農地を今後どのように管理されますかというような中で、もう自分にその管理能力といたしますか、耕作することができない場合にはその後をどうするかという相談の中で農地中間管理事業の推進であったりというようなことで指導はさせていただいております。

また、悪質といたしますか、その隣接に特に障害が出ているとか、支障が出るとかという場合には、個々に今農業委員さんの指導のもとに現地のほうを調査させていただいて、指導させていただくというようなこともあります。

○浅田委員長 よろしいか。

○田中一郎委員 終わります。

○浅田委員長 ほかありますか。

大久保委員。

○大久保委員 ちょっと質疑書には出していたんですが、予算の質疑と条例が若干ずれるかと思いますので割愛します。

○浅田委員長 よろしいですか。

ほかに委員さん、ありますか、よろしいですか、もう。

それでは、これで質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

産業部、農業委員会事務局に対する審査を終了いたします。

職員の皆さん、ありがとうございました。

副委員長、閉会をお願いします。

○宮元副委員長 予算委員会第3日目の日程は終了いたしました。第4日目は3月12日木曜日、午前9時より再開します。

本日はこれで散会します。

どうもお疲れさまでした。

(午後 3時51分 散会)